

舞鶴市こどもまんなか計画

(案)

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間	4
4. 計画の対象	4

第2章 舞鶴市のこどもや子育て家庭を取り巻く環境

1. 人口動態	5
2. 家庭・就労の状況	12
3. 今後の人口の推移	18

第3章 計画の基本的な考え方

1. 育てたいこども像	20
2. 政策目標	20

第4章 実施計画（施策の展開）

1. 施策の体系	21
2. 施策・サービスの展開	24
[施策1] みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現	24
[施策2] こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実	27
[施策3] 子育て家庭への支援の充実	30
[施策4] 配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実	34
[施策5] 安心して子育てできるまちづくり	37

第5章 「必要な事業量の見込み」と「供給体制の確保」について

1. 趣旨	39
2. 確保方策を示した事業等	39

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の進行管理	69
2. 行政の推進体制	69
3. 地域における推進体制	69

参考資料

1. 第2期計画の評価	71
2. 舞鶴市こどもまんなか計画策定の取り組み	76
3. 計画策定の体制・経過	77
4. 用語説明	78

(注意)

文中の「※」印は、用語を解説しています。

なお、同じページに2つ以上同一の用語がある場合は、「※」印を最初の用語にのみ表示しています。

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

令和5年4月1日、「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」）の精神にのっとりすべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に制定した「こども基本法」の施行と同時に、こども家庭庁が創設され、これまで内閣府や厚生労働省に分散していた、子ども・子育て支援事業計画や少子化対策を含むこども政策を、こども家庭庁に一本化することとなりました。

令和5年12月には、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「こどもの貧困の解消に向けた対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化されています。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられています。

こども基本法第10条では、市町村は「こども大綱」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、また、各法令に基づき市町村の作成する「こども施策に関する事項を定める計画」と一体のものとして作成することができるとされています。

本市では、令和2（2020）年3月に、「第2期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン」を策定し、「親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメント※の向上」、「こどもと健やかな育ちを支える支援」、「配慮が必要なこどもと家族等への支援」、「身近な地域での子育て支援・青少年※の成長支援の推進」の4つを基本的な施策の方向として位置付け、こども・子育てに関する施策を実施してきたところです。

この間における本市の状況は、出生数の減少、転出者の増加などにより、全体の人口減少が続いています。また、出産や子育てに負担や不安、孤立感を感じている親の増加をはじめ、こども・若者の第三の居場所が求められるなど、こども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

これらのことを踏まえ、本市においても、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、すべてのこども・若者の健やかな成長を目指し、「舞鶴市こどもまんなか計画（以下「本計画」という。）を策定し、子ども・子育て支援事業に関する事業量等を定めるとともに、こども・若者に関する施策を総合的に推進していきます。

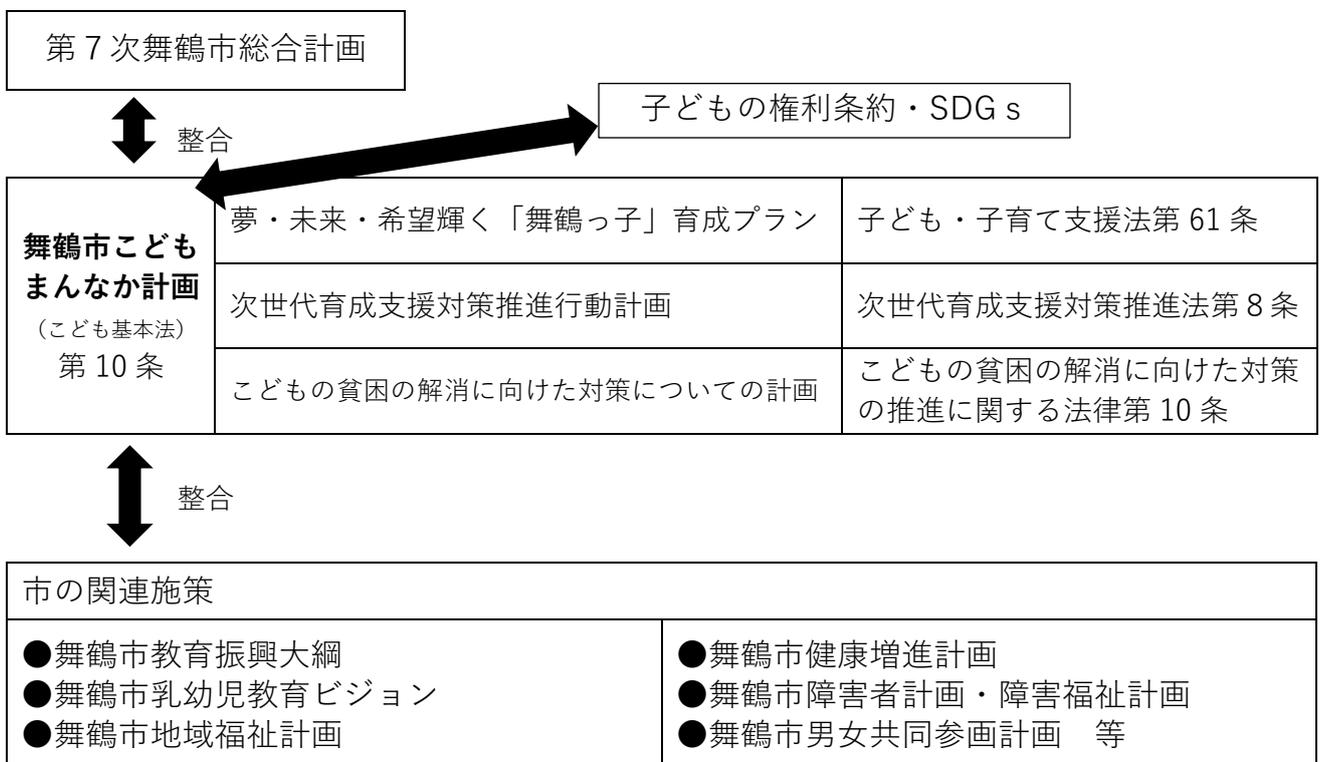
2 計画の位置付け

本計画は、「こども基本法」第 10 条に基づく「市町村こども計画」とし、「子ども・子育て支援法※」第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画（第 3 期夢・未来・希望輝く『舞鶴っ子』育成プラン）」を一体として策定する計画です。

加えて、「次世代育成支援対策推進法※」第 8 条に基づく「市町村行動計画」、さらに、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※」第 10 条第 2 項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、本市のこども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として策定するものです。

なお、本計画は、第 7 次舞鶴市総合計画※を上位計画とし、子どもの権利条約及び SDGs の観点等を踏まえるとともに、舞鶴市教育振興大綱※、舞鶴市乳幼児教育ビジョン※、舞鶴市地域福祉計画※、舞鶴市健康増進計画※、舞鶴市障害者計画・障害福祉計画※、舞鶴市男女共同参画計画※など、本市の他の計画に掲げられ実施されている各種施策等とも密接に関連していることから、関係する部署等とも連携を図りながら事業を推進していきます。

<参考> 各種計画等との関連図



<参考>関係法令

「こども基本法」

(都道府県こども計画等)

- 第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律※第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

「子ども・子育て支援法※」

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

- 第61条 市町村は、基本指針に則して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

「次世代育成支援対策推進法※」

(市町村行動計画)

- 第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定することができる。

「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」

(都道府県計画等)

第10条

- 2 市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度の 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第 2 期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・子どもの貧困対策についての計画					舞鶴市子どもまんなか計画 ・第 3 期 夢、未来、希望輝く「舞鶴っ子」育成プラン ・次世代育成支援対策推進行動計画 ・子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画				

4. 計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から概ね 18 歳までの子どもおよびその家族と 18～39 歳の若者およびその家族とします。また、子育て支援を市と連携・協力して行う、地域、保育所・幼稚園・認定子ども園と学校、NPOや市民活動団体、企業等も対象とします。

第2章 舞鶴市のこどもや子育て家庭を取り巻く環境

1. 人口動態

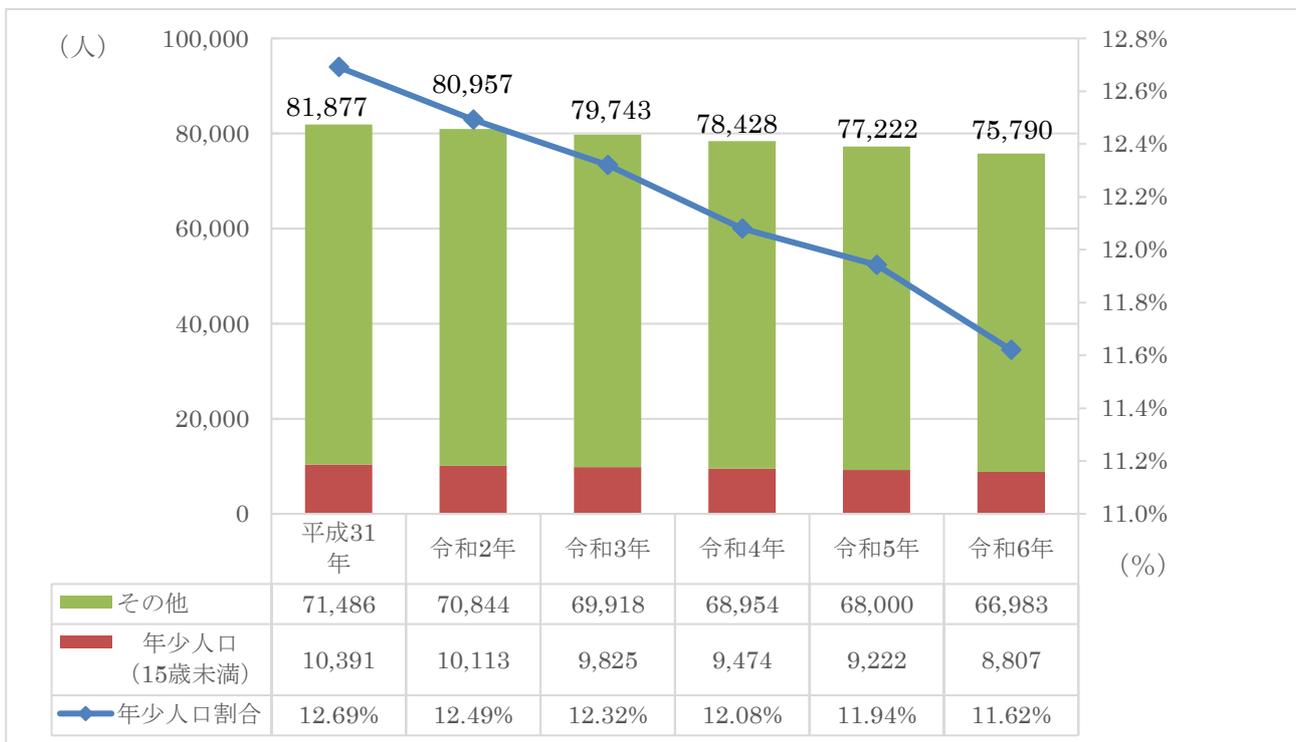
(1) 人口の状況

① 総人口と年少人口の推移

総人口は、平成31（2019）年の81,877人から令和6（2024）年には75,790人となっており、減少傾向で推移しています。

年少人口（15歳未満）も10,391人から8,807人に減少しており、総人口に占める年少人口割合は12.69%から11.62%となっています。

図表 1：総人口と年少人口の推移

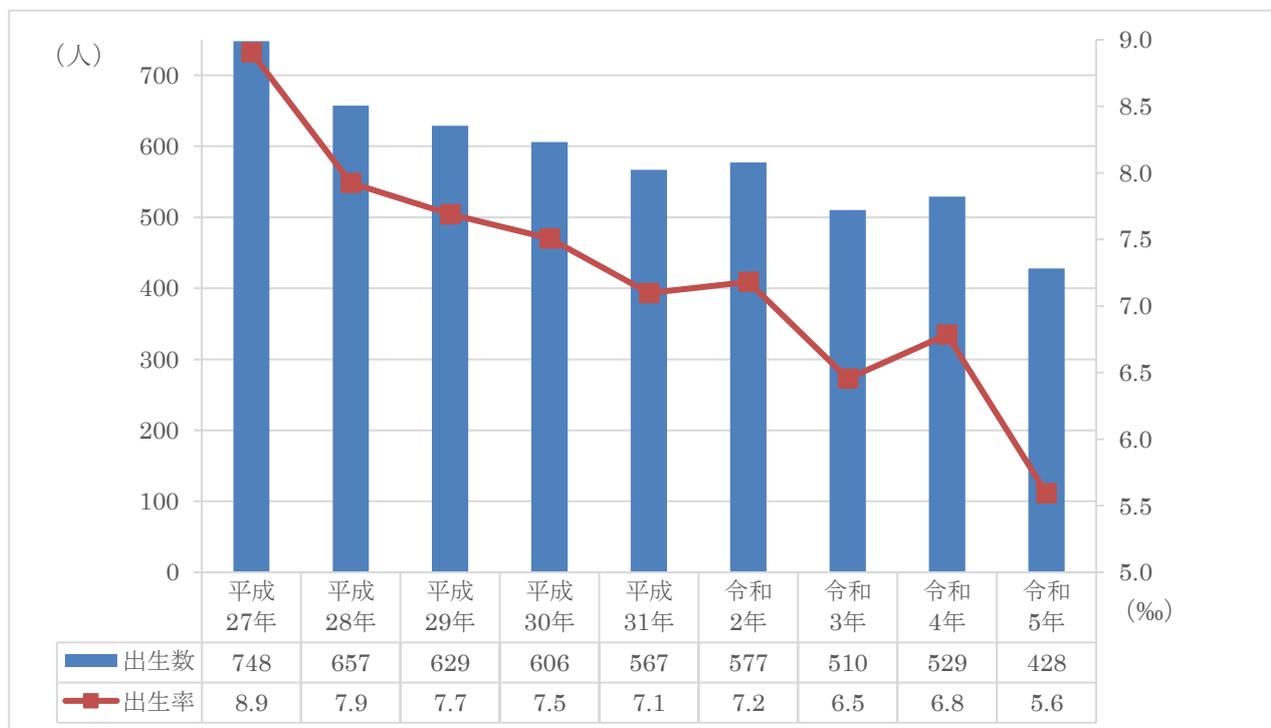


資料：住民基本台帳（外国人含む）、舞鶴市総務課（各年4月1日現在）

②出生数、出生率

本市の出生数は、令和 5(2023)年で 428 人となり、平成 27(2015)年の 748 人と比較すると 320 人の減少となっています。また、出生率は、全国、京都府に比べて高い値で大方推移していますが、全国・京都府・舞鶴市のいずれも減少が続いています。

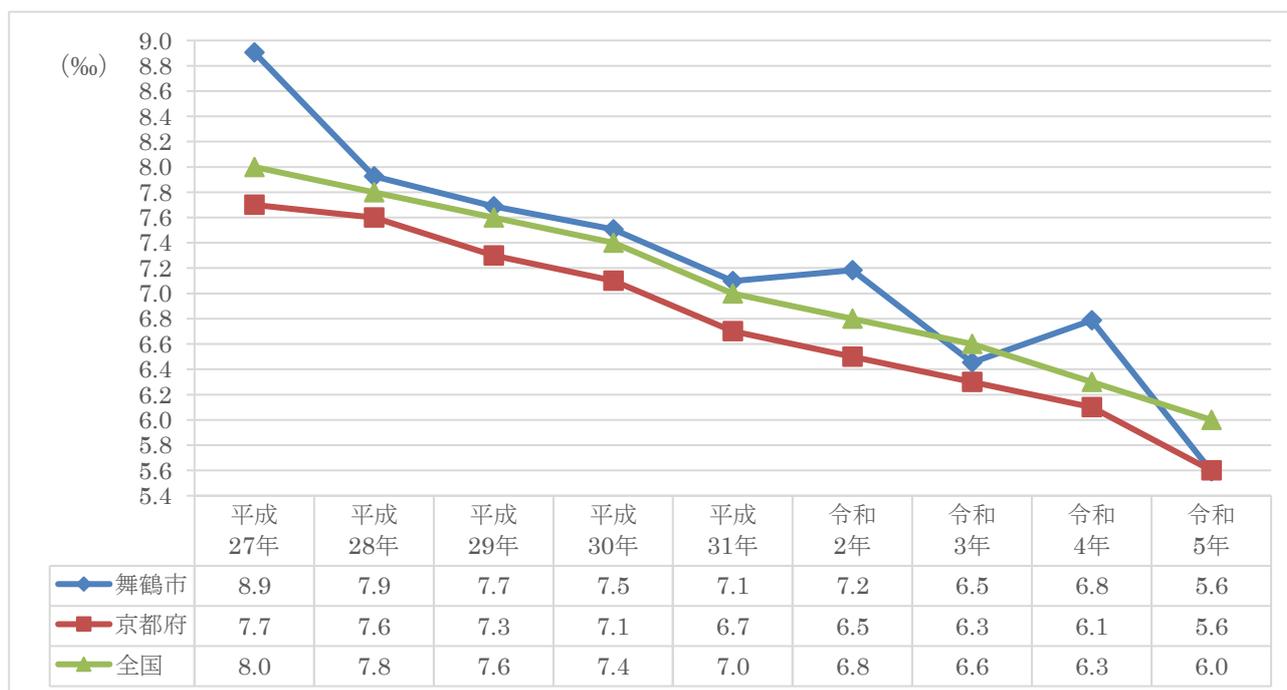
図表 2：出生数、出生率の推移（舞鶴市）



出生率 (%) = 出生数 ÷ 総人口 × 1000
 総人口については、舞鶴市統計書に基づく。

資料：舞鶴市統計書、舞鶴市推計人口

図表 3：出生率の推移の比較

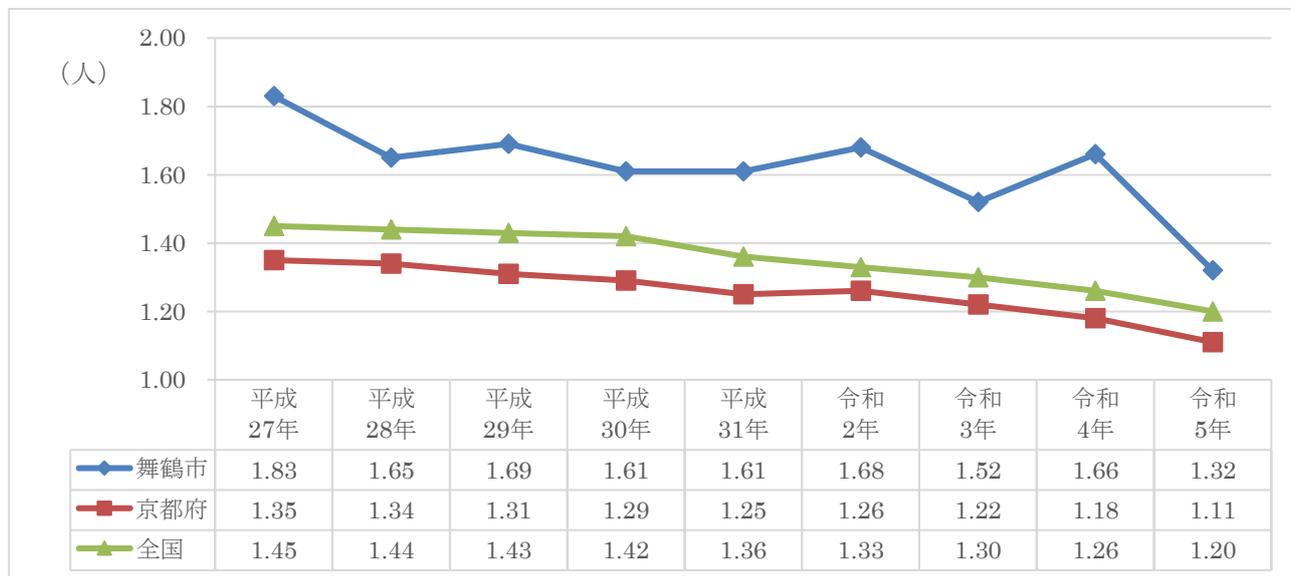


資料：人口動態調査、舞鶴市統計書

③合計特殊出生率※

合計特殊出生率は、全国においては、平成 27(2015)年以降ゆるやかな低下傾向で推移しています。また、本市においても、平成 28(2016)年以降一時的に低下した年も見られますが、ほぼ横ばいとなっており、全国、京都府と比較すると高い値となっています。

図表 4：合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、人口動態調査

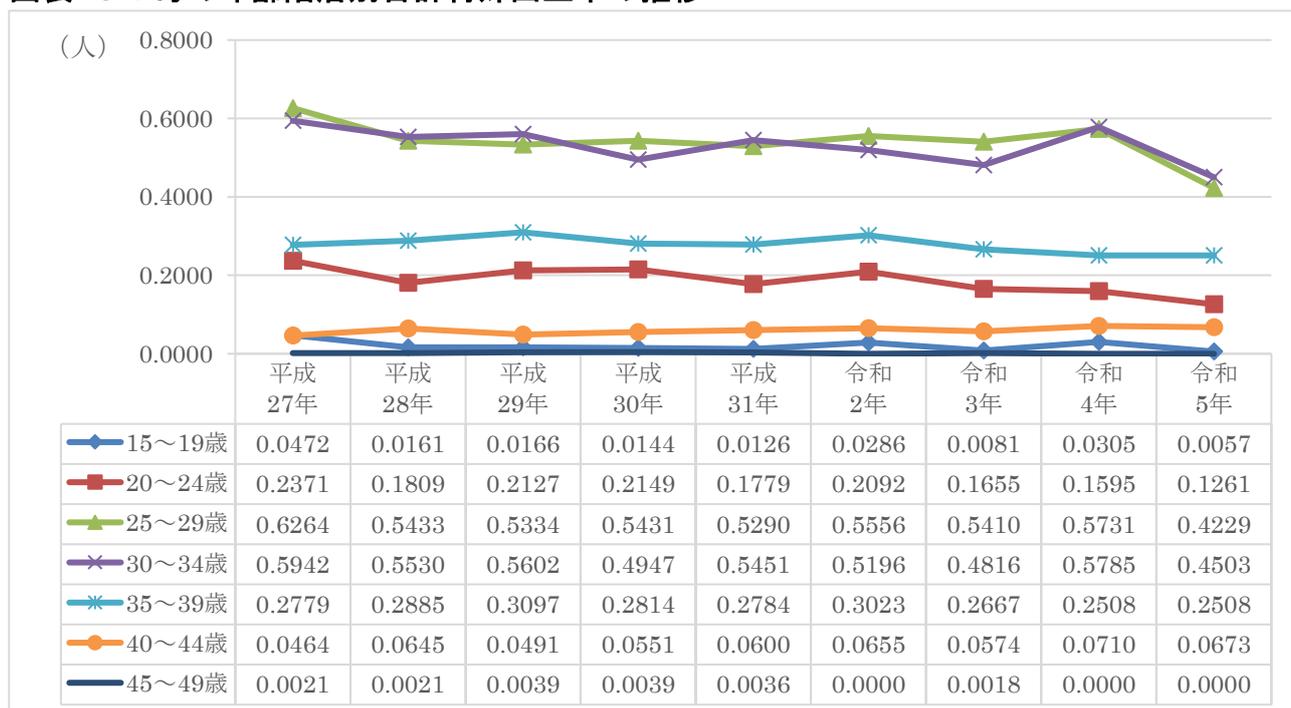
算出に用いる女性人口については、住民基本台帳に基づく日本人人口。

また、出生数のうち母親の年齢が不詳については除く。

④母親の年齢階層別合計特殊出生率

年齢階層別合計特殊出生率は、25～29歳及び30～34歳が高い値となっています。

図表 5：母の年齢階層別合計特殊出生率の推移



資料：住民基本台帳、人口動態調査

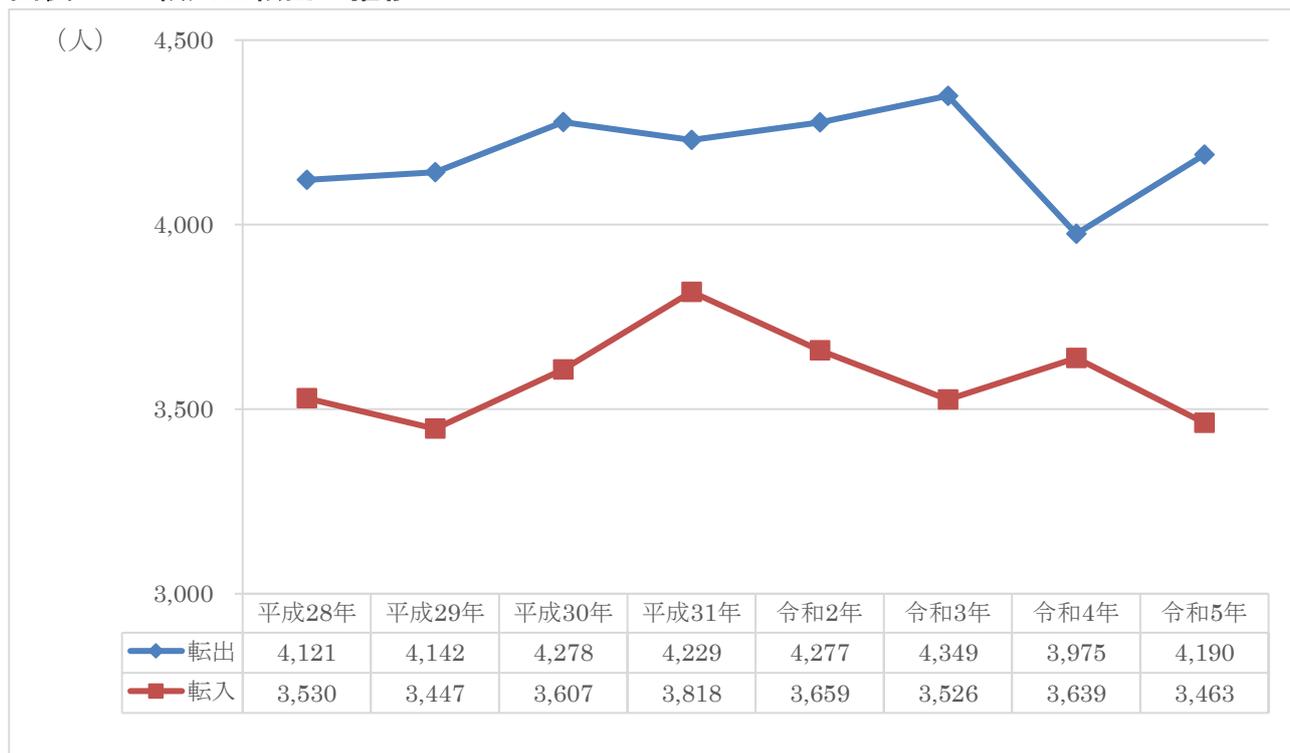
⑤ 転入と転出

転出者は平成 28(2016)年以降増加傾向で推移していましたが、令和 4(2022)年に大きく減少し、令和 5(2023)年にまた増加しています。

転入者は、平成 29(2017)年から増加していました。令和 2(2020)年以降は、一時的に増加した年も見られますが、減少傾向で推移しています。

令和 5(2023)年では 転出者が 4,190 人、転入者が 3,463 人となっており、転出者数が転入者数を 727 人上回っています。

図表 6 : 転入と転出の推移



資料：舞鶴市統計書

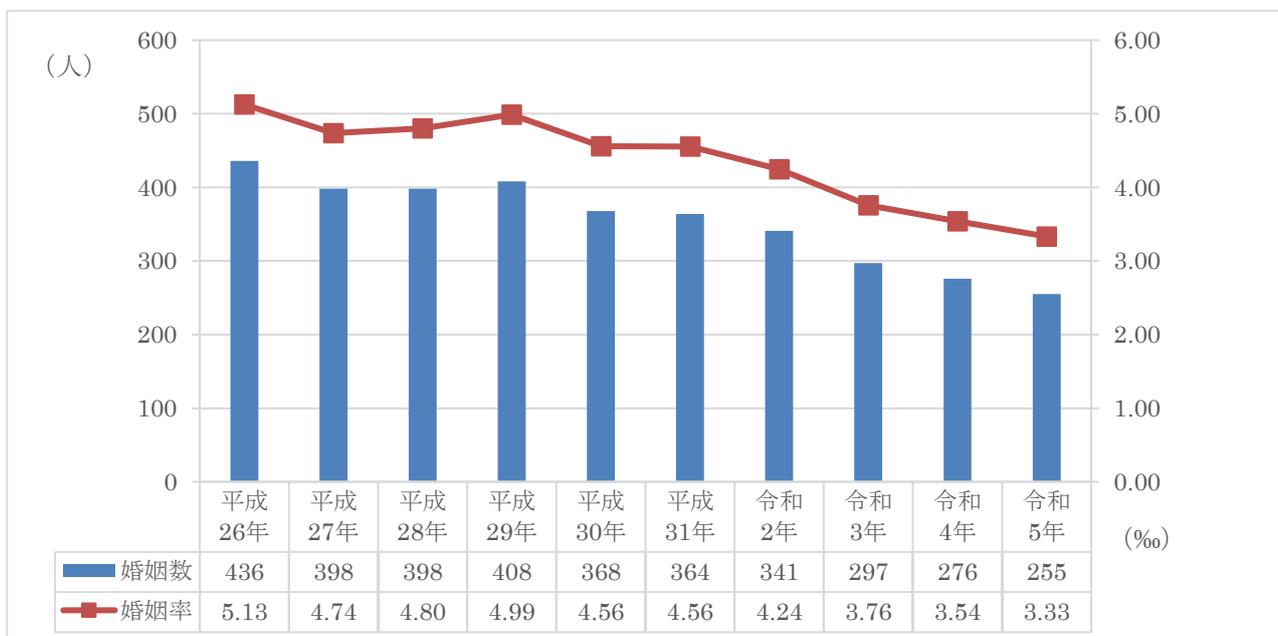
(2) 結婚・離婚の状況

① 婚姻・離婚

婚姻数は、平成 26(2014)年には436件となっており、平成 29(2017)年まで400件前後を推移していましたが、平成 30(2018)年以降は緩やかな減少傾向で推移しています。

また、離婚数は、平成 28(2016)年から平成 30(2018)年にかけて減少し、平成 31(2019)年に増加したものの令和 2(2020)年には大幅に減少しています。その後は増加傾向で推移しています。

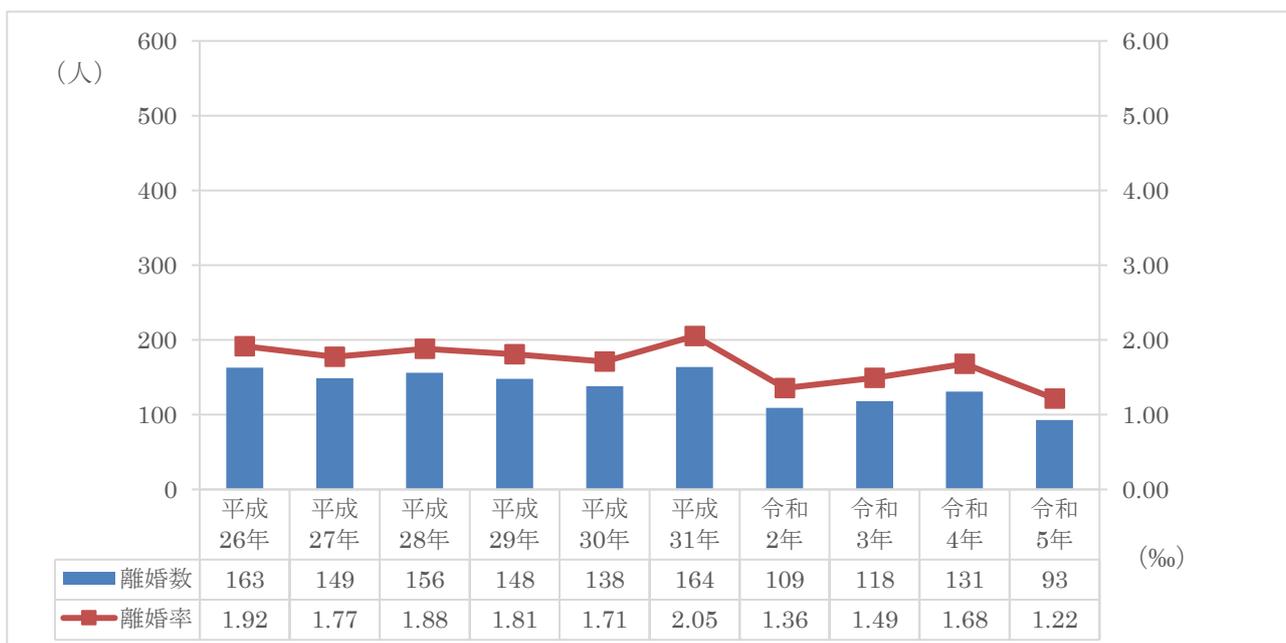
図表 7：婚姻数、婚姻率の推移



婚姻率(%) = 婚姻数 ÷ 総人口 × 1000
 総人口については、舞鶴市統計書に基づく。

資料：京都府保健福祉統計、舞鶴市推計人口

図表 8：離婚数、離婚率の推移



離婚率(%) = 離婚数 ÷ 総人口 × 1000
 総人口については、舞鶴市統計書に基づく。

資料：京都府保健福祉統計、舞鶴市推計人口

②平均初婚年齢

平成 27(2015)年の本市における夫婦の平均初婚年齢は、男女ともに全国・京都府よりも1歳ほど早い状況となっていました。その後も依然として、男女ともに全国・京都府よりも早い状況が続いています。

図表 9：夫妻の平均初婚年齢の推移

(単位：歳)

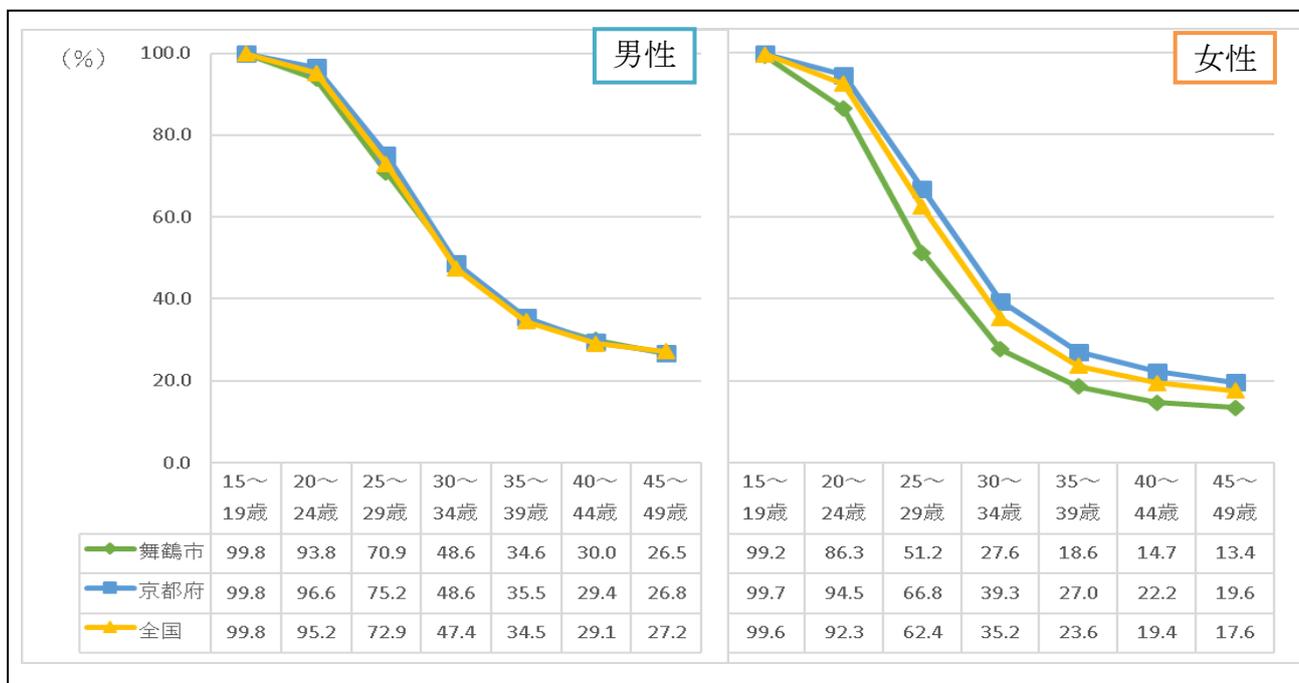
区分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
舞鶴市	男	30.2	30.8	30.5	30.5	30.4	29.1	29.7	30.1
	女	28.5	29.0	28.9	28.6	28.3	27.9	29.2	29.1
京都府	男	31.3	31.3	31.4	31.5	31.3	31.2	31.1	31.3
	女	29.7	29.6	29.8	30.0	29.8	29.7	29.7	30.0
全国	男	31.1	31.1	31.1	31.1	31.2	31.0	31.0	31.1
	女	29.4	29.4	29.4	29.4	29.6	29.4	29.5	29.7

資料：京都府保健福祉統計、人口動態調査
※各年に同居し届け出たものについての集計

③未婚率

本市の令和 2(2020)年時点の男性の未婚率は、30～34歳が48.6%、35～39歳が34.6%、女性の未婚率は、30～34歳が27.6%、35～39歳が18.6%となっています。また、全国・京都府との比較では、各年代において、男性は同程度、女性は低い水準となっています。

図表 10：未婚率の国・府との比較（令和2（2020）年）

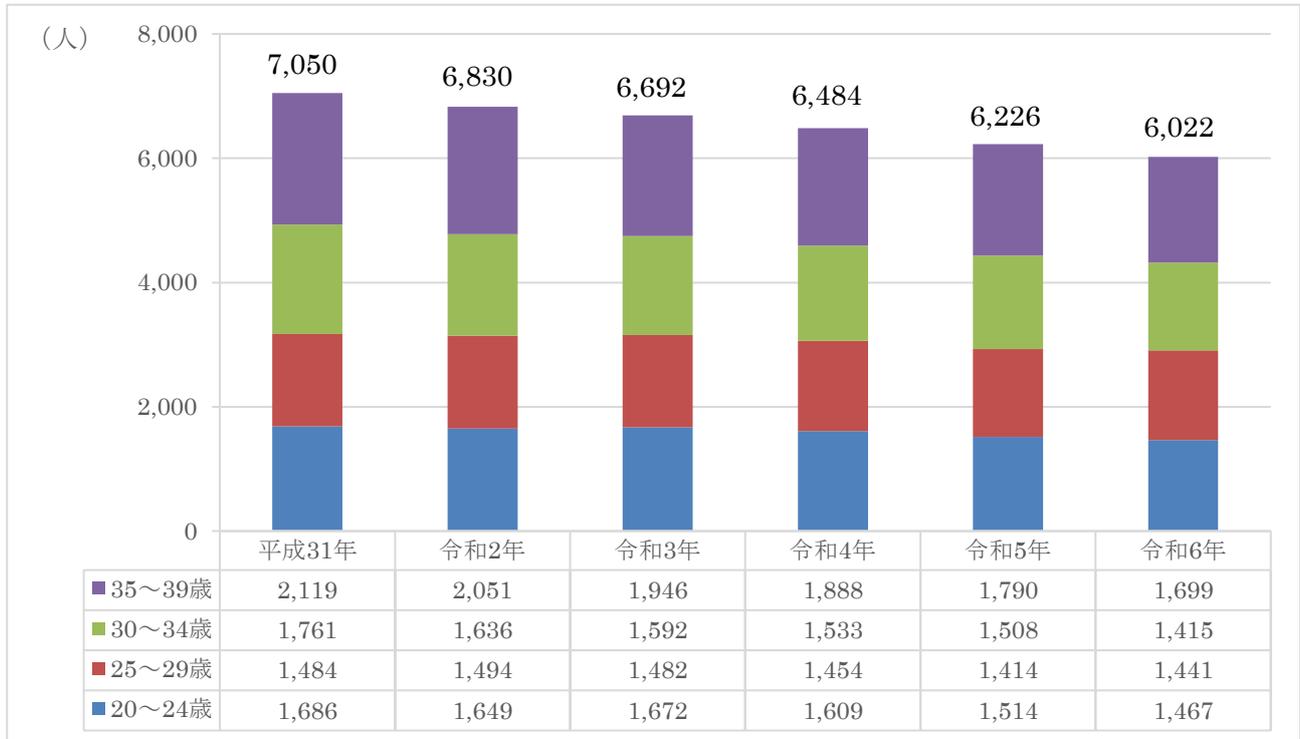


資料：国勢調査

④若年女性の人口

若年女性の人口は、各年代において年々減少し令和 6 (2024) 年で 6,022 人となり、平成 31 (2019) 年の 7,050 人と比較すると、全体では 1,028 人の減となっています。

図表 11：若年女性の人口の推移



資料：舞鶴市総務課（各年 4 月 1 日現在）、住民基本台帳（外国人含む）

2. 家庭・就労の状況

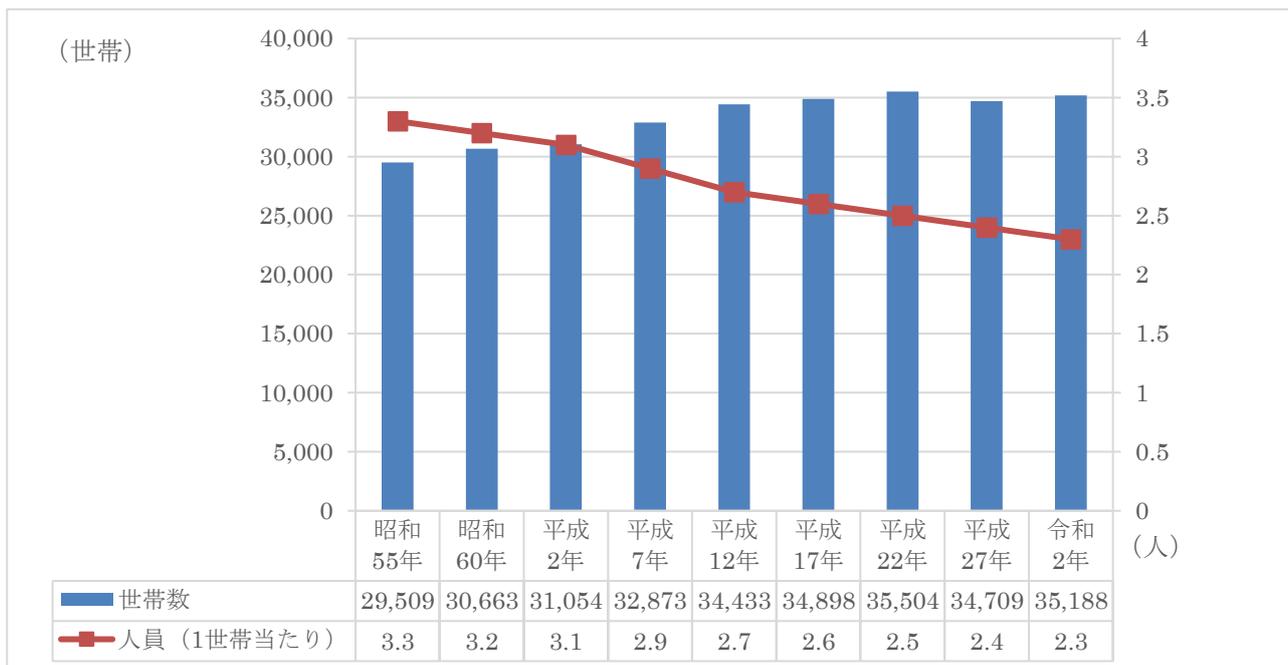
(1) 世帯の状況

① 世帯数及び1世帯あたりの人員

世帯数は、昭和 55(1980)年以降増加し続け、平成 27(2015)年には一度減少に転じましたが、令和 2(2020)年には再び増加し、35,188 世帯となっています。

一方、1世帯あたり人員については、年々減少を続けており、令和 2(2020)年には 2.3 人となっています。

図表 12：世帯数及び1世帯あたり人員の推移



資料：舞鶴市統計書

② 世帯構成

世帯総数、核家族世帯ともに、増加を続けていましたが、核家族世帯は平成 22(2010)年から減少に転じています。また世帯総数は平成 27(2015)年に減少したものの、令和 2(2020)年にまた増加しています。

図表 13：世帯構成の推移

(単位：世帯)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯総数	32,628	33,941	34,551	35,395	34,619	35,098
核家族世帯	19,697	20,614	20,665	20,618	19,967	19,148
その他の親族世帯	5,588	4,931	4,414	3,735	3,088	2,497
3世代世帯	3,624	3,470	2,937	2,295	1,884	1,431

資料：国勢調査

③世帯の家族類型

令和2(2020)年では、親族世帯のうち、核家族世帯は19,148世帯となっており、平成27(2015)年に比べて819人の減、その他の親族世帯は2,497世帯で591人の減となっています。

また、単独世帯は13,193世帯で、1846人の増となっています。

図表 14：世帯の家族類型の推移

(単位：世帯)

家族類型別	平成27年	令和2年	6歳未満	18歳未満
			親族の いる世帯	親族の いる世帯
総数	34,619	35,098	2,582	6,680
A 親族世帯	23,055	21,645	2,575	6,648
I 核家族世帯	19,967	19,148	2,314	5,768
(1) 夫婦のみ	7,985	7,894	-	-
(2) 夫婦と子ども	8,784	8,097	2,165	4,996
(3) 男親と子ども	461	466	12	79
(4) 女親と子ども	2,737	2,691	137	693
II その他の親族世帯	3,088	2,497	261	880
(5) 夫婦と両親	121	99	-	-
(6) 夫婦とひとり親	680	562	-	-
(7) 夫婦、子どもと両親	390	270	64	204
(8) 夫婦、子どもとひとり親	830	577	71	267
(9) 夫婦と他の親族(親、子を含まない)	82	78	3	23
(10) 夫婦、子どもと他の親族(親を含まない)	257	244	57	173
(11) 夫婦、親と他の親族(子を含まない)	39	32	1	3
(12) 夫婦、子ども、親と他の親族	146	78	35	66
(13) 兄弟姉妹のみ	171	202	-	2
(14) 他に分類されない親族世帯	372	355	30	142
B 非親族世帯	194	186	7	28
C 単独世帯	11,347	13,193	-	4
世帯の家族類型「不詳」	23	74	-	-

資料：国勢調査

(2) 就労の状況

①男女別の就業状況(15歳以上)

令和2(2020)年における15歳以上人口のうち、就業者は男性・女性合わせて37,585人で男女別の就業率は、男性64.0%に対し、女性は45.6%となっています。また、女性の就業率は平成27(2015)年の44.4%から45.6%へと上昇しています。

図表 15 : 男女別の就業状況の推移

(単位:人、%)

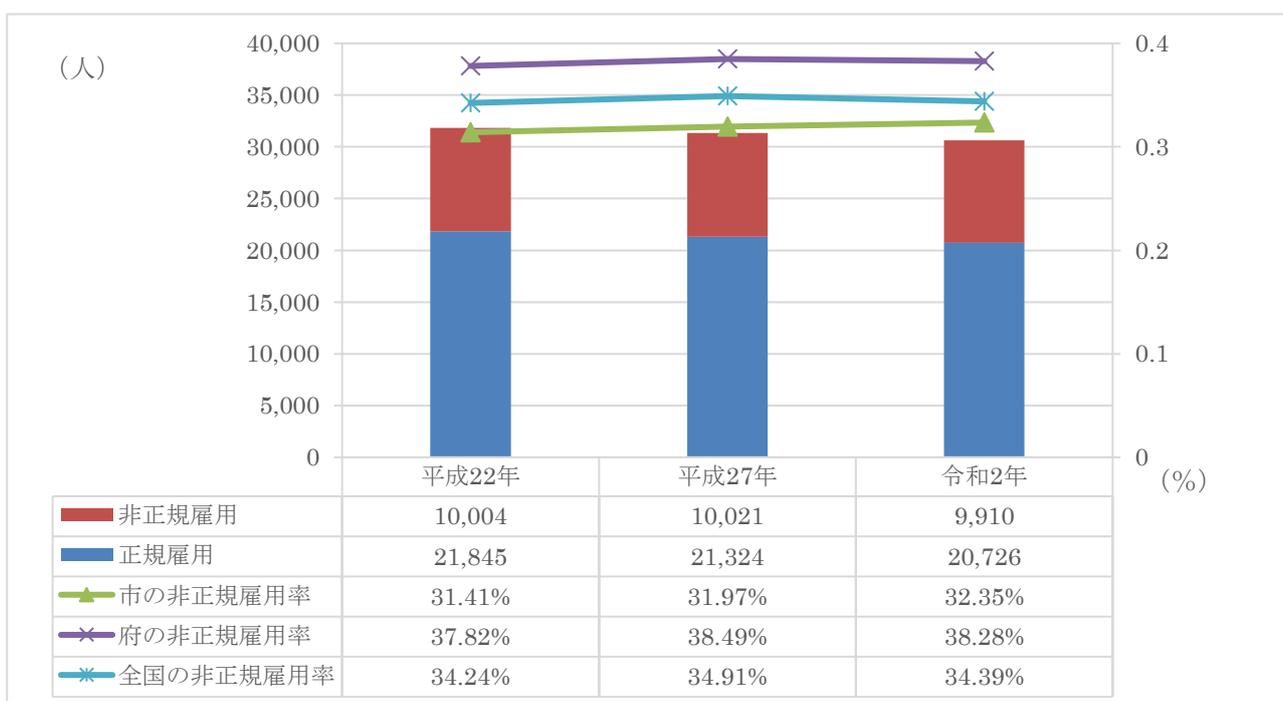
区分		総数 (A)	労働力人口(15歳以上)			非労働力 人口	就業率 (B/A)	備考
			総数	就業者 (B)	完全 失業者			
平成27年	男性	35,644	24,665	23,690	975	10,178	66.4	不詳は 1,584人
	女性	36,552	16,725	16,236	489	19,044	44.4	
合計		72,196	41,390	39,926	1,464	29,222	55.3	
令和2年	男性	34,184	22,655	21,892	763	9,648	64.0	不詳は 3,613人
	女性	34,439	16,150	15,693	457	16,557	45.6	
合計		68,623	38,805	37,585	1,220	26,205	54.8	

資料:国勢調査

②雇用者数

舞鶴市の令和2(2020)年における15歳以上の雇用者数は、正規雇用20,726人、非正規雇用9,910人の合計30,636人となっています。なお非正規雇用率は、平成22(2010)年と比べてわずかに増加していますが、全国、府よりも割合は低くなっています。

図表 16 : 雇用者数の推移



資料:国勢調査

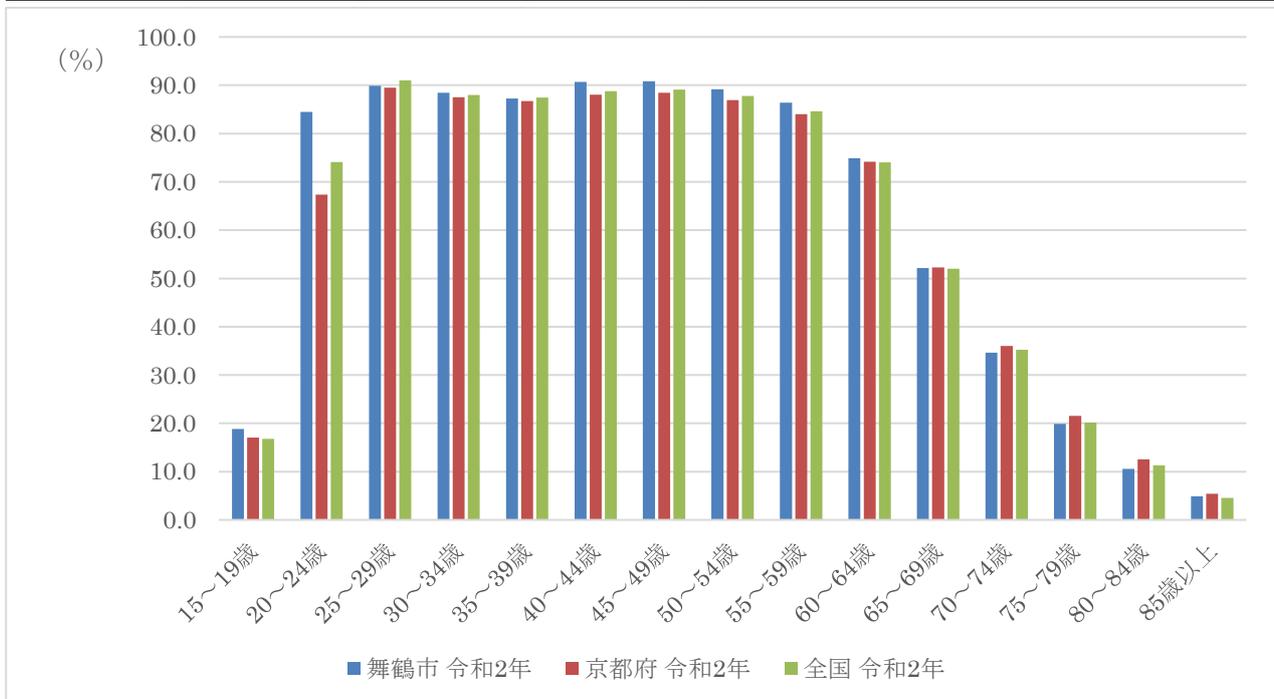
③年齢別労働力率(女性)

令和2(2020)年の女性の労働力率は、全国・京都府と比較すると特に20～24歳で高くなっています。それ以外の年代では国・府と同程度か少し高い割合を維持しています。

図表 17：年齢別労働力率の推移と比較

(単位：%)

	舞鶴市				京都府	全国
	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和2年	令和2年
15～19歳	14.4	14.2	13.2	18.8	17.0	16.8
20～24歳	75.1	73.6	74.9	84.5	67.3	74.1
25～29歳	67.0	68.3	74.8	89.9	89.5	91.0
30～34歳	58.8	64.6	68.2	88.5	87.5	88.0
35～39歳	59.3	65.5	72.2	87.3	86.7	87.5
40～44歳	70.5	69.7	76.7	90.7	88.0	88.8
45～49歳	72.6	76.5	78.6	90.8	88.5	89.1
50～54歳	69.4	73.1	78.6	89.2	86.9	87.8
55～59歳	61.7	62.5	71.3	86.4	84.0	84.6
60～64歳	40.8	47.3	52.3	74.9	74.2	74.0
65～69歳	27.8	29.7	35.0	52.2	52.3	52.0
70～74歳	18.5	19.2	21.3	34.6	36.0	35.2
75～79歳	13.0	12.9	13.7	19.9	21.5	20.2
80～84歳	8.4	8.5	8.1	10.6	12.6	11.3
85歳以上	3.1	4.7	3.7	4.9	5.4	4.6



労働力率＝労働力人口÷15歳以上人口（労働力状態不詳を除く）×100

資料：国勢調査

（労働力状態不詳を労働力人口（分子）、15歳以上人口（分母）の双方に含めない）

④産業別就業者数

就業者を産業別にみると、第3次産業の就業者が26,964人と最も多くなっています。また年代別にみると40～49歳の就業者が8,963人と最も多くなっています。

図表 18：産業別就業者数（令和2（2020）年）

（単位：人）

区分	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能	計
15歳～19歳	2	77	620	19	718
20歳～29歳	30	948	3,862	130	4,970
30歳～39歳	65	1,424	4,384	110	5,983
40歳～49歳	138	2,279	6,365	181	8,963
50歳～59歳	103	1,839	5,572	169	7,683
60歳～64歳	83	697	2,260	68	3,108
65歳～	889	1,099	3,901	271	6,160
総数	1,310	8,363	26,964	948	37,585

資料：国勢調査

⑤主要産業別の主な就労状況

本市の常住地別の就業者数をみると、第1次産業では自宅、第2次・第3次産業では自宅外の自市町村がそれぞれ最も多くなっています。

また、市内（自宅及び自宅外の自市町村）で働く人は31,802人で、多くの人が市内で働いている状況となっています。

図表 19：主要産業別の主な就労の場（令和2（2020）年）

（単位：人）

区 分	総数	自宅	自宅外の 自市町村	府内 他市町村	他県	その他
総 数	37,585	3,381	28,421	3,056	1,805	922
		31,802				
第1次産業	1,310	902	361	20	23	4
農業	1,061	794	229	15	21	2
林業	23	2	19	2	0	0
漁業	226	106	113	3	2	2
第2次産業	8,363	555	5,629	1,119	928	132
鉱業、採石業、砂利採取業	11	1	7	2	0	1
建設業	3,592	332	2,275	177	751	57
製造業	4,760	222	3,347	940	177	74
第3次産業	26,964	1,838	22,060	1,893	840	333
電気・ガス・熱供給・水道業	473	3	298	30	135	7
情報通信業	113	36	56	14	7	0
運輸業、郵便業	1,508	41	1,109	239	91	28
卸売・小売業	5,195	472	4,174	387	90	72
金融・保険業	619	36	491	80	7	5
不動産業、物品賃貸業	425	57	309	32	24	3
学術研究、専門・技術サービス業	574	127	328	54	58	7
宿泊業、飲食サービス業	1,920	217	1,527	80	54	42
生活関連サービス業、娯楽業	1,093	265	731	58	24	15
教育、学習支援業	1,949	84	1,618	213	18	16
医療、福祉	5,198	217	4,496	317	107	61
複合サービス事業	382	3	285	86	5	3
サービス業（他に分類されないもの）	2,172	196	1,591	139	195	51
公務	5,343	84	5,047	164	25	23
分類不能の産業	948	86	371	24	14	453

資料：国勢調査

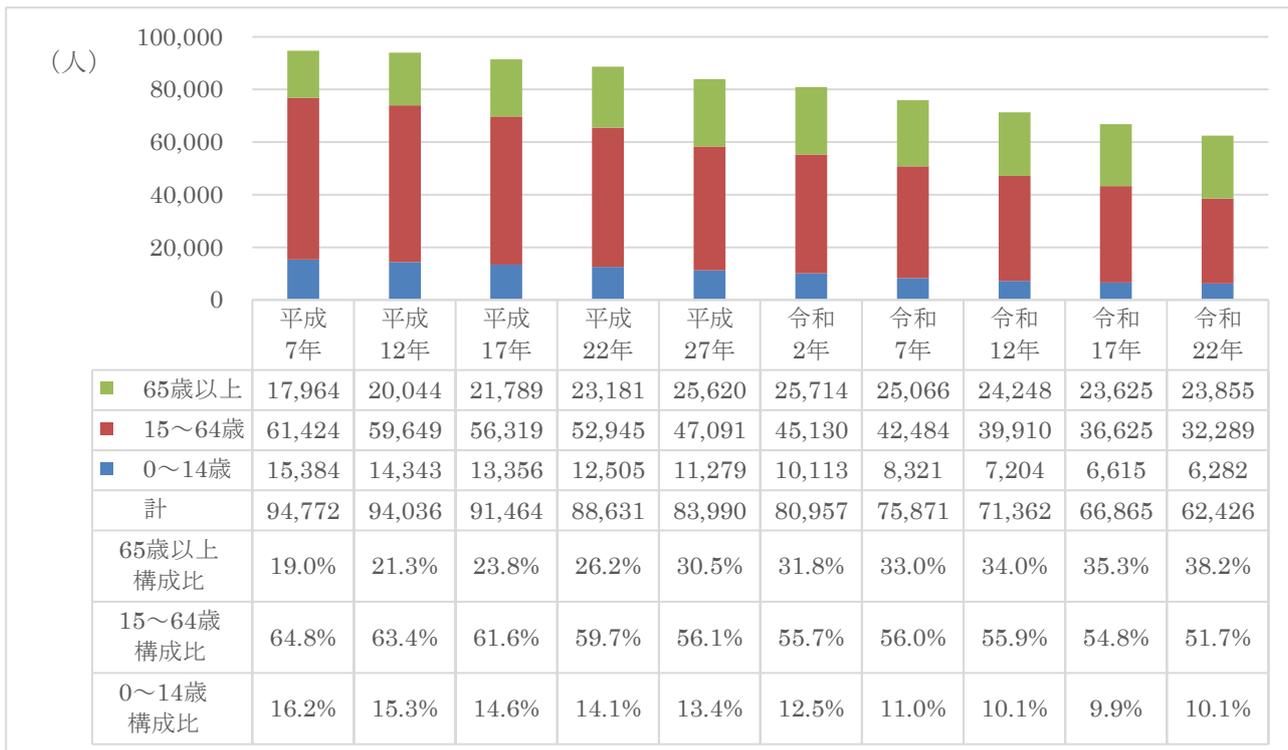
3. 今後の人口の推移

(1) 人口の推計

舞鶴市の総人口は、長期に渡り減少傾向となっています。

年代別では、0～14 歳の全体に占める割合が、平成 7(1995)年の 16.2%から令和 22(2040)年には、10.1%にまで減少する試算がでており、一方で、65 歳以上の割合は、平成 7(1995)年に 19.0%であったものが令和 22(2040)年には 38.2%まで上昇すると推計されています。

図表 20 : 人口の推計



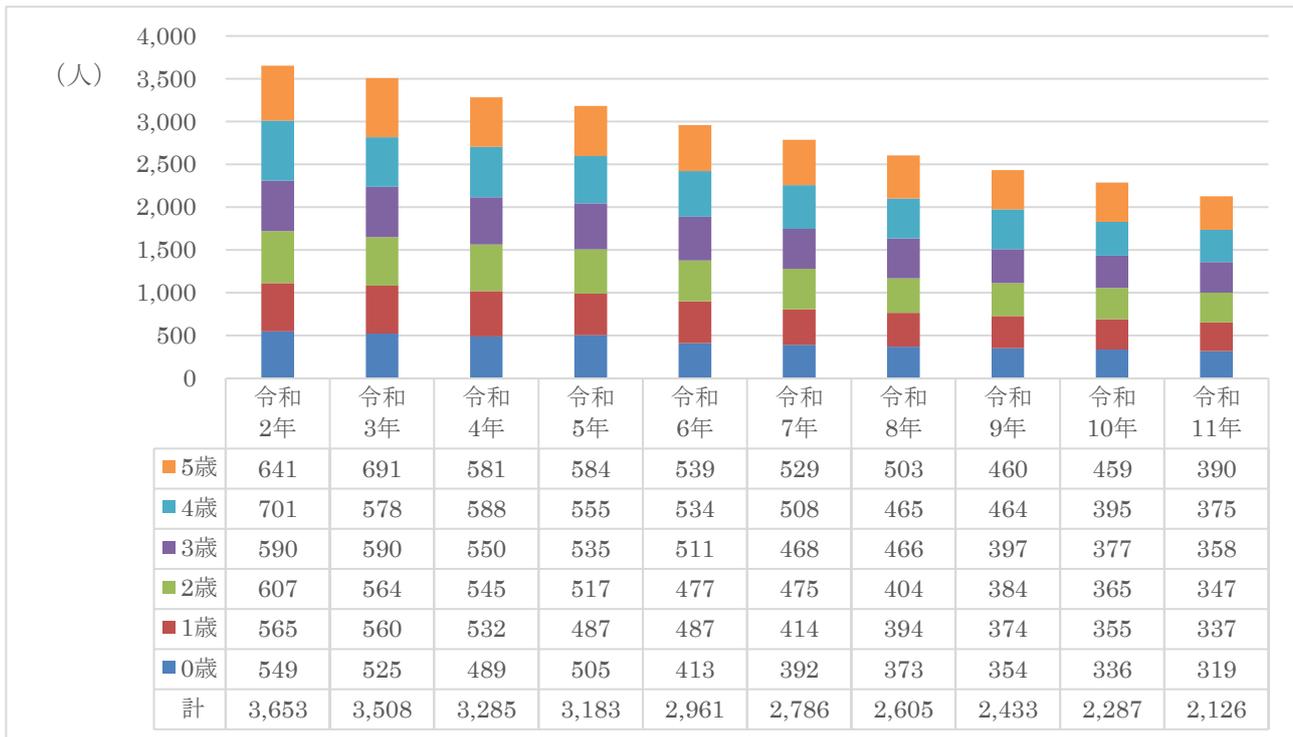
資料：国立社会保障・人口問題研究所

(2) 将来の児童・生徒の人口推計(就学前・小学生)

本市の就学前の児童数は、長期に渡り減少傾向にあり、令和 6(2024)年には 3,000 人を切り 2,961 人となりました。今後の人口推計を算出したところ、就学前の児童数は今後も減少傾向が続き、令和 11(2029)年には 2,126人まで減少する見込みとなっております。

また、小学生の児童数については、令和 6(2024)年では 3,790 人となっており、就学前の児童数同様、今後も減少傾向が続き、令和 11(2029)年には 2,977 人となる見込みとなっております。

図表 21：就学前の児童数の推移

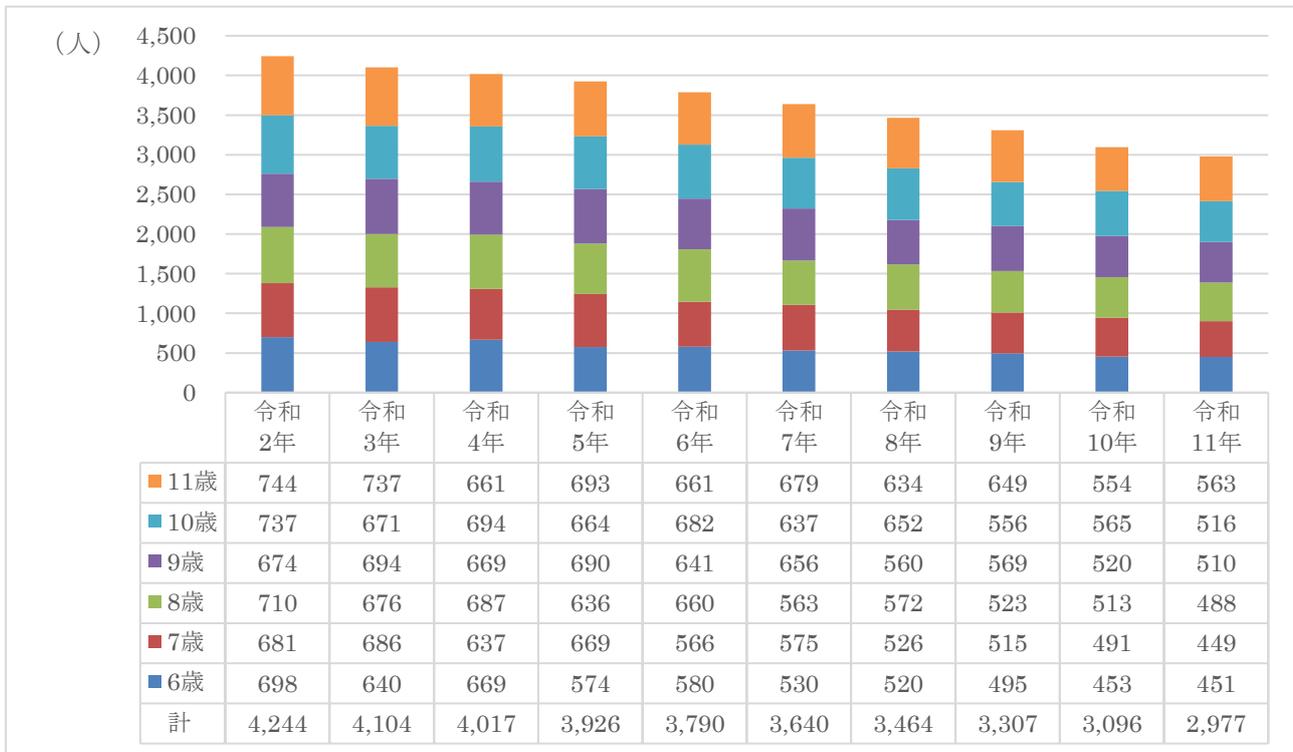


※令和2(2020)年～令和6(2024)年は実績、令和7(2025)年～令和11(2029)年は推計

資料：実績は住民基本台帳（外国人含む）、舞鶴市総務課（各年4月1日現在）

推計はコーホート変化率法を用いて算出

図表 22：小学生の児童数の推移



※令和2(2020)年～令和6(2024)年は実績、令和7(2025)年～令和11(2029)年は推計

資料：実績は住民基本台帳（外国人含む）、舞鶴市総務課（各年4月1日現在）

推計はコーホート変化率法を用いて算出

第3章 計画の基本的な考え方

1. 育てたいこども像

自分自身を愛し、他の人を愛し生まれ育った地域を愛する「舞鶴っ子」

こどもは、限りない能力と様々な可能性を持っています。こどもはその良さや可能性を自分の中から見出し、その内在する力を発揮できる力も備えており、保護者をはじめ大人の、その子に応じた関わりにより、その良さや可能性を最大限に発揮できるようになります。

このため、まず、こども自身が自分を愛し自分自身を認めること、そして、自分が大事にされ、愛される存在であることを実感することが必要です。

また、こどもは家族にとっても、地域にとってもかけがえのない存在で、未来をつくる力でもあります。こどもの育ちと子育てを支援することは、こどもや家族の幸せにつながるだけでなく、舞鶴の未来をつくることにもつながります。

舞鶴で生まれ、育ったこども達が、自分自身を愛し、他の人も愛することができ、安心して自分の持つ可能性を発揮できるよう、そして「舞鶴で生まれ、育って良かった」と地域への愛着がもてるような、そんなこどもを育てることを目指します。

2. 政策目標

こどもの笑顔があふれ、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり

こどもの健やかで豊かな成長は、誰しもの願いであり、こどもの笑顔には、明日への希望と喜びが感じられます。

また、子育てにも、喜びと感動があります。こどもにとって、笑顔や喜びとなるような子育てや子育て支援を行い、子育ての喜びを、子育ての第一義的責任を有する保護者とともに、地域全体で分かち合えるように、みんなと一緒に取り組み、笑顔があふれるまちづくりを進めます。

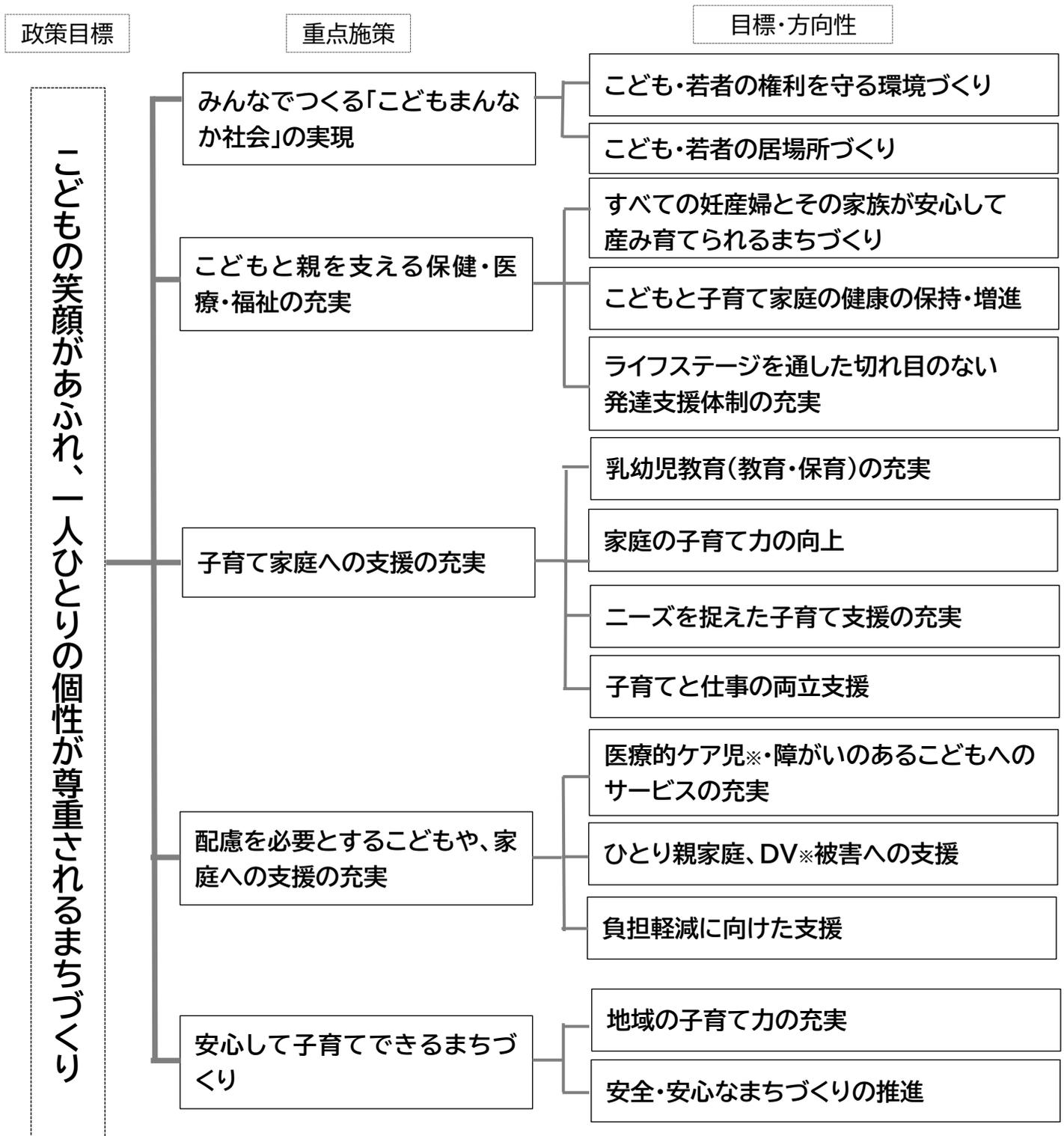
<重点施策>

- ・みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現
- ・こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実
- ・安心して子育てできるまちづくり

第4章 実施計画（施策の展開）

1. 施策の体系

施策の推進にあたっては、「こどもの笑顔があふれ、一人ひとりの個性が尊重されるまちづくり」を政策目標に掲げ、下記の5つを重点施策として、それぞれに目標・方向性を定めて、事業を展開していくこととします。



施策・サービスの展開における 主な取り組みの対象区分	結婚・ 妊娠・出産	乳児	幼児	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	若者
【施策1】みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現								
(1)こども・若者の権利を守る環境づくり								
○こども施策へのこども・若者の意見聴取の機会の充実								
○体験活動の創出								
○児童虐待の予防や改善に向けた子育て支援の充実								
(2)こども・若者の居場所づくり								
○こども・若者の居場所づくりの支援								
○こども・若者まんなか活動助成事業								
○放課後支援の充実								
【施策2】こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実								
(1)すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり								
○産前・産後支援の充実								
○妊娠期からの相談支援の充実								
○医療サービスの提供								
(2)こどもと子育て家庭の健康の保持・増進								
○乳幼児健康診査の充実								
○予防接種の接種機会の拡大、接種率の向上								
○性に対する正しい理解と人権教育の推進								
○歯科保健の取り組みの充実								
○乳幼児期における食育の推進								
(3)ライフステージを通じた切れ目のない発達支援体制の充実								
○発達支援に係る研修の実施								
○継ぎ目のない支援の提供								
○舞鶴市発達支援体制検討会議の開催								
【施策3】子育て家庭への支援の充実								
(1)乳幼児教育(教育・保育)の充実								
○乳幼児教育の質の維持・向上								
○家庭、地域への“乳幼児教育”の周知・啓発								
○認定こども園の普及・整備								
○乳幼児教育の質の向上につながる環境づくり								
○保育人材の確保								
○豊かなあそびを通じた親子の育ちの推進								
(2)家庭の子育て力の向上								
○子育ての交流や学びの場の提供								
○親子の育ちの支援								
○次世代へのアプローチ								
○OPTA講演会や親のための応援塾等による啓発活動の充実								

施策・サービスの展開における 主な取り組みの対象区分	結婚・ 妊娠・出産	乳児	幼児	小学生 (低学年)	小学生 (高学年)	中学生	高校生	若者
(3)ニーズを捉えた子育て支援の充実								
○こども政策DXの推進								
○行政機能の集約化								
○すべてのこども・子育て世帯を対象とする通園支援の拡充								
○地域支え合い「共生」の推進								
(4)子育てと仕事の両立支援								
○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発								
○性別に捉われない子育て等に関する意識の普及・啓発								
○仕事と育児の両立を図る働き方の選択肢を拡げる取り組みの啓発								
【施策4】配慮を必要とするこどもや、家庭への支援の充実								
(1)医療的ケア児・障がいのあるこどもへのサービスの充実								
○地域の連携・サポート体制の充実								
○障害福祉サービス等の提供支援								
○相談支援体制の充実								
○災害発生時への対応								
(2)ひとり親家庭、DV被害への支援								
○安心して子育てができるよう子育て当事者の支援								
○DVと児童虐待の支援								
(3)負担軽減に向けた支援								
○学習支援の推進								
○生活の安定支援								
○保護者の就労支援								
○経済的支援								
【施策5】安心して子育てできるまちづくり								
(1)地域の子育て力の充実								
○地域における身近な交流の場の確保								
○市内各種団体の活動支援								
(2)安全・安心なまちづくりの推進								
○啓発活動の推進								
○市内各種団体の活動支援								
○青少年健全育成支援								

2. 施策・サービスの展開

【施策1】みんなでつくる「こどもまんなか社会」の実現

<こどもまんなか社会>

全てのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送るため、常にこども・若者の視点にたち、こどもの利益を第一に考える社会

令和5年4月に施行された“こども基本法”には第3条において、すべてのこども・若者について、その年齢及び発達の程度に応じた意見表明の機会や社会的活動に参加する機会を確保することなどが基本理念として謳われています。

具体的には、対話の場やアンケート調査などを通じて意見を聴取し、こども・若者の最善の利益を考慮する中で施策に反映できたのか、反映できなかったのはなぜか、こども・若者に伝える（フィードバック）することが求められています。

本市では、計画策定過程において「こどもまんなかアンケート」として市内の小・中学生・高校生・舞鶴工業高等専門学校・舞鶴支援学校の児童・生徒・学生にアンケート調査を実施しましたが、これを一つの機会として捉え、支援の対象としてのみ捉えるのではなく、まちづくりのパートナーとしてともに考え、話し合い、実践していく取り組みを推進します。

(1) こども・若者の権利を守る環境づくり

アンケート調査において、「“こどもまんなか社会”と聞いてどのようなことをイメージするか」の問いに、「すべての年代において、“大人がこどもの意見をしっかり聞いてまじめに取り組んでくれる”」との回答が最も多い結果となり、また自由意見の中には「大人が絶対!ではなく、こどもにも権利がある」とする声もありました。

こども・若者の最善の利益※を求める上では、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、「こども自らが権利の主体」であることを認識することが必要です。

こども・若者自らが周囲や地域の様々な人々と社会的にかかわっている、と実感できるよう日常的に意見を表明しやすい環境づくりや、地域・社会への参画の促進、気運の醸成に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の基本理念を踏まえ、こどもの障がいの有無や家庭の経済状況・時間的理由など生まれや育ちの環境で選択肢の制約、体験不足・格差が生まれないう、のびのび成長でき、安心して暮らせる“まち”となるよう取り組みを進めます。

令和4年の改正児童福祉法※に基づく舞鶴市こども家庭センターにおいては、母子保健と児童福祉の一体的相談支援体制の強化、積極的介入、サポートプランをはじめとする新たな取り組みを推進するとともに、児童福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関・団体等で構成する地域ネットワークにより、虐待件数の減少に向けたさらなる支援を行います。

□主な取り組みの方向

○こども施策へのこども・若者の意見聴取の機会の充実

こども・若者に関わる施策の策定・実施・評価にあたっては、審議会や検討会の委員等へのこども・若者の参画や、アンケート調査・SNSを活用した意識聴取等を実施し、参画機会の充実に努めます。

「こどもまんなか社会」と聞いて、そのイメージを“大人がこどもの意見をしっかり聞いてまじめに取り組んでくれる”と回答したこどもの割合

	現状 (R6)
小学生	44.1%
中学生	52.2%
高校生	54.8%

「令和6年度こどもまんなかアンケートの結果より」

○体験活動の創出

自然体験や社会体験、教育・文化、スポーツなどに触れる機会を提供し、こどもたちが選び、参加できるよう、「あそびあむ」でのプログラムの充実をはじめ、地域活動や市民活動団体、事業所等との連携強化により、こどもたちへの豊かな体験活動の機会を提供します。

○児童虐待の予防や改善に向けた子育て支援の充実

舞鶴市こども家庭センターにおける、合同ケース会議の開催やサポートプランの作成、要保護児童対策地域協議会※の議論を活性化するための外部アドバイザーの出席といった、相談支援体制強化に向けた取り組みを引き続き推進するとともに、家事・養育援助事業や、親子関係の構築に向けた支援プログラムの導入など、改正児童福祉法※に基づく家庭支援事業の取り組みを進めます。

(2) こども・若者の居場所づくり

全国的な児童虐待相談件数の増加や自殺するこどもの数の増加など、こどもを取り巻く環境が厳しさを増す中で、すべてのこどもが自分らしく安心して過ごせるよう、また幸せな状態で成長していけるよう、「居場所」のもつ意味はとても重要となっています。

国においては、改正児童福祉法の施行とともに、新たに児童育成支援拠点事業※(学校や家以外の子どもの居場所支援)という制度が創設されています。児童の拠点となる生活の場を与え、児童や保護者への相談等を行うものとなっており、具体的には居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整などを提供するものとなっています。

一方、舞鶴市の現状として、「こどもまんなかアンケート」では、市内の小・中学生・高校生とも、「ここに居たい、居心地が良い」と感じる場所は、「家(普段寝起きしている場所)」とする回答が最も多い結果となっています。

また中学生、高校生となるにつれ、オンライン空間、という回答が増加しているのも特徴的な結果となっています。しかし、「居心地が良いと感じる好きな場所はない」との回答が小学生 24人(0.9%)、中学生 15人(0.9%)、高校生 18人(1.6%)あり、少数ではあるものの、こういったこどもたちへの支援は重要です。

「ここに居たい、居心地が良い」と感じる場所はどこですか？

	小学生	中学生	高校生
1位	家（普段寝起きしている場所）		
2位	習い事や塾などの場所		オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等）
3位	友達の家	オンライン空間（SNS、オンラインゲーム等）	ショッピングセンターやファーストフードなどのお店

「令和6年度こどもまんなかアンケートの結果より」

現在、舞鶴市では民間団体等の取り組みにより、こども食堂※の開設・運営が少しずつ広がってきていますが、引き続き全国的な動向を踏まえながら“舞鶴市のこどもの居場所がどうあるべきか”、本市が新たに取り組む“居場所支援に関わる独自事業”の実施を検討していきます。

また、学齢期児童の居場所の一つとなっている「放課後児童クラブ」については児童数の減少の状況を踏まえながら、将来を見据えた適切な運営がなされるよう支援員の確保や環境整備に努めます。

□主な取り組みの方向

○こども・若者の居場所づくりの支援

こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図るため、児童育成支援拠点事業※を活用し、学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、個々のこどもの状況に応じた支援を包括的に提供する、こどもの居場所となる場の開設を検討します。併せて、こども・若者の居場所づくりに取り組む団体と、支援したい個人・団体等をつなぐ取り組みを行います。

また、こども・若者が集まれる場を提供し、さまざまな体験や交流プログラムを実践している団体に対して支援を行います。

○こども・若者まんなか活動助成事業

「こどもまんなか社会」の実践的取り組みの一つとして、こども・若者自らが主体的に考え、取り組む事業について支援を行います。

○放課後支援の充実

放課後のこどもの健やかな成長と保護者の仕事と家庭の両立支援に向け、持続可能でかつ安全・安心なこどもの居場所を確保するため、利用希望児童の増減に応じた適切な受け入れ体制を整えます。

また、支援員の処遇改善や資質の向上、申請手続きのオンライン化などについて検討を進めるとともに、計画的な施設環境の充実などに取り組みます。

特に、施設環境については、安全・安心で快適な生活及び遊びの場を確保するため、放課後児童クラブ室の環境改善（空調、手洗い場・台所設備、教室・保育室、トイレ、ロッカー、収納設備、机、椅子、遊具・園庭、防犯・防災対策、バリアフリー対策等）に努めます。

【施策2】こどもと親を支える保健・医療・福祉の充実

こどもや家庭が抱えている困難をできる限り早期に発見・把握し、オーダーメイドの支援※につなげていくためには、児童福祉、母子保健の機能にとどまらず、妊産婦・子育て家庭と接点を持ち、多様な関係機関との日常的な連携関係を構築していくことの必要性が高まっています。

地域全体のニーズ・既存の地域資源を把握するとともに、不足する地域資源については新たな担い手となり得る者を発掘・養成し、地域資源のネットワークを形成していく中で、こどもや家庭が抱えている課題に応じた適切なサービスが届けられるよう、地域一丸となって取り組みます。

(1) すべての妊産婦とその家族が安心して産み育てられるまちづくり

地域の交流の希薄化、パートナーの育児参加不足、核家族化や祖父母の高齢化、近くに親類等がないなどの理由によるサポート不足、ひとり親家庭の増加などを背景とした「孤立」や「産後うつ」の増加といった妊産婦や乳幼児期の子育て家庭を取り巻く社会的課題に対応するため、医療機関や助産院、市民活動団体などとの緊密な連携のもと、すべての妊産婦とその家族にとって必要なサポート体制を構築するとともに、身近なところで人や支援につながる仕組みの充実など、ニーズを的確に捉えた子育て支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○産前・産後支援の充実

妊娠期から産後1年未満の妊産婦及び家族を対象に、休息や身体のケア、仲間づくり等を促し、安心して妊娠期を過ごし、育児に臨めるようサポートする「産前・産後サポート事業※」や、虐待のリスクの高い特定妊婦※とその家庭に対し、出産後、産科医療機関で、家庭保育が可能になるよう支援する「産後集中支援事業※」など、市内関係機関との連携による新たな取り組みにより、こどもとその家族に寄り添った支援を進めます。

○妊娠期からの相談支援の充実

舞鶴市こども家庭センターが中心となって妊娠期から18歳までのすべての子育て家庭の相談支援を実施するとともに、妊婦等包括相談支援事業※に基づく伴走型相談支援をはじめ、HAPPY マタニティひろばや助産師相談・妊婦訪問・新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業、健やか育児相談など様々な取り組みを通して、年齢や精神的・身体的状況に応じた様々な相談機会の充実を図り、すべての子育て家庭を応援します。

○医療サービスの提供

こどもの心と体の健やかな成長を支援するため、小児医療体制の確保に努めるとともに、不妊・不育に関する医療費の自己負担の助成、子育て支援医療費助成など、適切に医療を受けるための支援を実施します。

(2) こどもと子育て家庭の健康の保持・増進

乳幼児健康診査を通して、こどもの発育や発達、健康状態を定期的にチェックするとともに、不

安を抱える保護者へ早期に対応し、こどもの健やかな成長が育まれるようサポートします。

また、思春期世代の誰もが、こころとからだ、性について基礎的かつ正しい情報を入手できるよう周知啓発の取り組みを進めます。

□主な取り組みの方向

○乳幼児健康診査の充実

3 か月・10 か月・1 歳 6 か月・3 歳児健康診査が継続的に実施できるよう体制整備に努めるとともに、令和6年度から実施している身体発育状況や栄養状態の確認、育児相談などを行う「1 か月児健康診査」、さらに今後は就学を見据え、発達障害や知的障害等（以下「発達障害等」という。）のこどもの個々の発達の特性を早期に把握し、こどもとその家族に必要な支援に繋げることを目的とした「5歳児健康診査」について、既存の他取り組みとの整合を図りながら、実施に向けた検討を進めます。

○予防接種の接種機会の拡大、接種率の向上

ワクチンで防ぐことができる病気からこどもたちを守るため、様々な予防接種を実施するとともに、啓発・勧奨を通じて接種率の向上に取り組みます。

○性に対する正しい理解と人権教育の推進

若い世代の望まない妊娠や、DV※、児童虐待、いじめ、ジェンダー格差などの社会的課題に取り組むため、保健、教育の連携により思春期からの学習の機会充実に努めます。

○歯科保健の取り組みの充実

こどもの歯と口の健康に関する正しい知識を普及するとともに、むし歯予防及び早期発見・早期治療について適切な指導を行い、歯と口の健全な育成を支援します。

○乳幼児期における食育※の推進

乳幼児期から正しい食生活を身につけていくため、子育て中の保護者を対象とする食に関する指導を行い、知識の普及に努めます。

(3) ライフステージを通じた切れ目のない発達支援体制の充実

切れ目のない発達支援を効果的に実践するためには、保健、医療、福祉、保育、教育、さらには就労をも視野に入れた地域支援体制の確立（横の連携）が重要です。

発達面で配慮が必要なこどもとその家族が将来のビジョンを描くことができるよう舞鶴市乳幼児教育センター※、舞鶴市こども家庭センターが中心となり、乳幼児期から成人期までライフステージを通じて一貫した発達支援体制を充実するとともに、市内関係機関連携による地域支援体制を整え早期発見、早期支援の強化を図ります。

□主な取り組みの方向

○発達支援に係る研修の実施

保育所・幼稚園・認定こども園の保育者、放課後児童クラブの支援員、児童発達支援事業所等における研修を継続的に実施し、こどもの発達の理解と支援方法のスキルアップを図ります。また、発達支援の必要なこどもの将来像を想像し、将来必要となる能力から優先的に身につけられるようにするなど、適切な支援に取り組みます。

○継ぎ目のない支援の提供

家庭保育から保育所等への入所、保育所等から小学校への入学、小学校から中学校への入学などこどものライフステージが変わる場面においては、支援者同士がつながる中で、人的・物的環境面に配慮した継ぎ目のない支援が提供できるよう努めます。

○舞鶴市発達支援体制検討会議の開催

市内関係機関による舞鶴市発達支援体制検討会議の継続的な開催により既存の取り組み内容の点検・評価を図るとともに、市の社会資源・強みを生かした支援体制、支援内容の在り方について検討し、適切かつ効果的な支援策を提言します。

【施策3】子育て家庭への支援の充実

核家族化の進行や共働き世帯の増加など、家族形態の変容が進む中、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり、子ども一人ひとりの豊かな育ちが実感できる環境づくり、子どもの成長を社会全体で支える環境づくりを推進し、「子育てしやすいまち」の実現に向けた取り組みを推進します。

(1) 乳幼児教育(教育・保育)の充実

0歳から就学前の乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であるとともに、人の生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあること)の基盤となる重要な時期であることから、乳幼児期の終わりまでに育ってほしい子どもの姿や乳幼児期に大切にしたいことなどを明確化した舞鶴市乳幼児教育ビジョン※に基づき、子どもをまんなかにして家庭、地域、保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校、行政等がつながり、質の高い乳幼児教育を提供します。

その実現に向けては、舞鶴市乳幼児教育センター※を拠点として、専門職である保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者や小・中学校教員が、公私・園校種の枠を越えて学び合う質の向上研修等に取り組み、保育者・教員の育成を目指します。

また、すべての子ども(と親)が安心して保育所・幼稚園・認定こども園に通えるよう、将来の保育ニーズ等を見据えた適正な保育を提供するとともに、舞鶴市乳幼児教育ビジョンに基づく乳幼児教育を目指します。

□主な取り組みの方向性

○乳幼児教育の質の維持・向上

舞鶴市乳幼児教育センターを中心に、保育所・幼稚園・認定こども園等の保育者や小・中学校の教員が共に学び合う公開保育等の研修や保幼小中連携等の取り組みなどを通じて、保育者や教員の専門性の維持・向上に取り組みます。

保育所・幼稚園・認定こども園等においては、本市の豊かな自然の中で、子どもを主体とした遊びや生活、体験、様々な人とのつながりを通して、舞鶴市乳幼児教育ビジョンの「主体的に取り組む子ども」「自分も友達も大切にすること」「意欲的に遊ぶ子ども」の3つの育てたい子ども像を目指し、自己決定力、自己調整力、コミュニケーション力等の育てたい力、安心感、信頼感、自己肯定感※等の育てたいこころの育成に取り組みます。

○家庭、地域への“乳幼児教育”の周知・啓発

舞鶴市乳幼児教育ビジョンについてわかりやすいパンフレット等を発行したり、講演会、講座等を通じて情報発信を行ったりするなど、その周知・啓発に取り組みます。また、保育所・幼稚園・認定こども園等で、子どもが遊びを通じて育ち、学ぶ姿をわかりやすく発信します。

○認定こども園の普及・整備

親の就労等家庭の状況に関わらず、0歳から就学前までの一貫した質の高い乳幼児教育を提供していくため、保育所や幼稚園の認定こども園への移行を促進します。

また、老朽化が著しく、早急に抜本的な改修が必要な市立中保育所については、多様化する子育てニーズや支援の必要な家庭への対応など、公立施設として果たすべき役割と機能を備える認定こども園として整備します。整備にあたっては、乳幼児教育の推進拠点である舞鶴市乳幼児教育センター※と共に中総合会館隣接地に移転させることとし、中総合会館内のこども・子育てに関する各関係機関と連携した支援体制を構築します。

○乳幼児教育の質の向上につながる環境づくり

市全体の乳幼児教育の良好な環境づくりを促進するため、私立の保育所・幼稚園・認定こども園に対して、保育環境の整備の促進や運営支援に努めます。また、公立の認定こども園についても、保育環境の改善（保育室、空調、照明のLED化等）に努めます。

○保育人材の確保

安定的な保育の運営、地域子ども・子育て支援事業を安定的に提供していくため、保育士、保育教諭等の確保に努めるとともに新たな保育人材を確保するため、新卒者の就業や潜在保育士の復職、さらに離職防止等に向けた取り組み等の実施・強化を図ります。

○豊かなあそびを通じた親子の育ちの推進

「子育て交流施設あそびあむ」においては、こどもと親が「五感※を使った豊かなあそび」の体験を通して、健やかなこころと体の育成を目指します。

(2) 家庭の子育て力の向上

こどもにとっての家庭は、生まれてから初めて自分以外の人と出会い、集団で暮らす場であるとともに、将来にわたっての安心基地※であり、またその基地から、より広い世界で他者と関わりながら、自己の力を発揮していくことを支える場所です。

また、そこで育まれる愛着の形成※は、こどもの人間に対する信頼感を育み、その後の心の発達や人間関係に大きく影響し、こどもの社会性の発達に重要な役割を持つと同時に、子育てを通じて親自身も成長・成熟し、親と子が相互に育ち合っていきます。

しかし、近年は核家族化、地域コミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変革し、ライフスタイルが多様化する中、子育てに対する負担や不安、孤立感の増加など、こどもや家庭をとりまく環境にも様々な課題が生じ、子育て、子育てに対する家庭の力が低下していると言われています。

「安心できる居場所」、「愛情や信頼関係の育成」、「社会・ルールの基礎を学ぶ」といったこどもの育ちを支える上で重要な家庭の役割をもう一度見つめ直し、親になる前の小・中学生・高校生の段階から、また親になってからも子育てに対する学びの機会の充実、親同士の交流の場の提供などに取り組みます。

□主な取り組みの方向

○子育ての交流や学びの場の提供

親子の交流や相談、情報提供、講座等を実施し、子育て不安を軽減し前向きに子育てできるよう支援するとともに、こどもとの基本的な関わり方などについて学ぶ機会を提供します。

○親子の育ちの支援

地域子育て支援拠点※などにおいて、乳幼児期に大切にしたい親子の基本的な関わり方等について学べる機会を提供します。子育て交流施設「あそびあむ」では、こどもたちとその保護者に、あそびを通して主体性や創造性、社会性などを育み、豊かな育ちを支える取り組みを行うとともに、父親の利用が多い特徴を活かし、父親の子育て力の向上を図ります。

○次世代へのアプローチ

高等教育機関や中学校において、学生と乳幼児親子とのふれあい交流を実施し、命の大切さに気づいたり、乳幼児との具体的な関わり方を学ぶ機会を地域子育て支援拠点を中心に保健所・学校など関係機関と協働で取り組みます。

○OPTA講演会や親のための応援塾等による啓発活動の充実

親の子育て力の向上につながるPTA主催の講演会や親同士の交流の場などの機会を提供します。

(3) ニーズを捉えた子育て支援の充実

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、こどもに向き合えるよう、国の動向を的確に把握し、さまざまな手段を用いてニーズを把握し、ニーズを捉えた子育て支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○こども政策DXの推進

デジタル技術の活用は、妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなけばならないことの負担感を軽減することができるとともに、子育てに関わる正確な情報を入手できることから、母子保健や保育、放課後児童クラブなど各分野のDXを推進し、子育て当事者が必要な情報に素早く簡単にアクセスでき、様々な行政手続等をストレスなく行うことができる環境を整備します。

また、すでに運用を開始している子育て支援サービス「まいココ」を活用し、子育て世代が相談等しやすい環境の充実を図ります。

○行政機能の集約化

こども・子育てに関する全ての行政機能を中総合会館周辺に集約し、子育て世代の誰もが気軽に訪れ、こどもも大人も安心して遊び、学び、そして交流し、くつろぐ中で、悩みや不安を解消できる場所といった付加価値機能も併せ持つ、こどもまんなか社会における、“舞鶴市のこ

ども施策の推進拠点”を目指します。

○すべてのこども・子育て世帯を対象とする通園支援の拡充

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（こども誰でも通園制度）を実施します。

○地域支え合い「共生」の推進

多世代・他機関が連携した「地域共生型」の一時預かりについて検討します。民間事業者や地域、ファミリー・サポート・センターなどの市民の力を活用した子育て環境の実現のため研究していきます。

また、高校生や定年退職後の地域デビュー、中高年の社会参加など子育ての担い手養成にも取り組みます。

(4) 子育てと仕事の両立支援

国の「働き方改革」の宣言により、今まで以上に、生活と仕事を調和させることで得られる相乗効果・好循環と定義されるワーク・ライフ・バランス※が注目を集めるようになっていきます。

ワーク・ライフ・バランスが保たれるよう、仕事と子育ての両立を支える子育て支援サービスを拡充するとともに、情報提供や啓発活動等により、企業における意識改革を進め、働きやすい職場づくりの促進と、男性の家事・子育てへの参加に向けた男女共同参画の意識醸成を図ります。

□主な取り組みの方向

○ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

市民一人ひとりが、子育てや地域活動など仕事以外の生活を充実させるとともに、やりがいや充実感をもって働くことができるよう、仕事と生活が両立できる環境整備に向け、市民や事業所に対して、セミナーの実施やリーフレットの作成・配布等により、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行います。

○性別に捉われない子育て等に関する意識の普及・啓発

男女が共に子育てをし、仕事と家庭の両立が可能となるよう、男性の育児休業取得率の向上への取り組みや HAPPY マタニティひろばの実施など、男性が家事や育児に参加しやすい環境作りに取り組み、子育て等に関する意識の向上を図ります。

○仕事と育児の両立を図る働き方の選択肢を拡げる取り組みの啓発

こどもと関わりを持ちながら、ライフステージに応じた働き方ができるよう、事業所での子連れ出勤に係る啓発や、コワーキングスペース※での就労など、様々な働き方についての研究、啓発に努めます。

【施策4】配慮を必要とする子どもや、家庭への支援の充実

一人ひとりの子どもの人権が尊重される社会を構築するため、配慮を必要とする子ども、子育て家庭への支援の充実に努めるとともに、ひとり親家庭の生活安定や自立を図るための支援、障がいのある子どもの自立や社会参加を図るための支援体制の充実など、特別な支援を要する子ども、子育て家庭への支援の推進に努めます。

(1) 医療的ケア児・障がいのある子どもへのサービスの充実

新生児医療の充実等により医療的ケアが必要な子どもは増加傾向にあることから、医療的ケアが必要な子どもとその家族については、出産後早期からの切れ目のない連続した相談支援が求められています。

家族は、24時間常に医療的ケア児※との生活を余儀なくされ「眠れない」「まとまった睡眠がとれない」「自身が体調を崩しても病院に行けない」など、自身の心と体を守ることができない状況にあったり、気軽に話せる友達や周囲に理解者がいないことによる「孤独」、就労できないことによる経済的困窮など、医療的ケア児の支援にとどまらず、その家族のニーズも捉えた包括的な支援の取り組みを推進します。

また、出生数は減少している一方で、身体、知的、発達障害等特別な配慮が必要な子どもの増加、障がいの重度化・多様化がみられています。障がいのある子どもとその家族が安心して地域で暮らせるよう、障がいへの理解に向けた啓発に努めるとともに、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関連携による、一人ひとりに対応したオーダーメイドの支援※の実現に努めます。

□主な取り組みの方向

○地域の連携・サポート体制の充実

市内の関係機関がそれぞれに医療的ケア児とその家族を支援する現状や課題を共有し、必要な支援を届けられるよう「舞鶴市医療的ケア児支援連携会議」の継続的な開催などにより地域のサポート体制の充実を図ります。

○障害福祉サービス等の提供支援

医療的ケア児やその家族の個々の状況に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービス※事業などの障害福祉サービス、医療的ケア児居宅等支援事業等の利用や保育所等での受け入れに向けて支援するとともに、家族の精神的・身体的負担を軽減し、医療的ケア児とその家族が地域の中で安心して生活できるよう、総合的な支援体制の充実に努めます。

○相談支援体制の充実

舞鶴市子ども家庭センターにおいて、医療的ケア児を含めた全ての子どもの成長・発達、子育てに関する相談支援を切れ目なく行うとともに、関係機関との連絡調整や社会資源の情報提供等の支援を行う医療的ケア児等コーディネーター※や、医療・福祉・教育などの関係機関と連携し、就園、就学、就労等、医療的ケア児の将来等を見据えながら相談支援できる体制の充実を図ります。

また、子どもや子育て家庭の様々な課題に対応するとともに、支援関係機関が円滑に連携し、包括的相談支援などを一体的に実施できるよう、重層的支援体制※の整備を進めます。

○災害発生時への対応

災害発生時に迅速に適切に対応できるよう、医療機関や府、関係機関との連携を図り、停電時の電源確保や、平時からの備えとして府作成の個々の状況に応じた「防災のしおり」の更新、「個別支援計画（災害時要援護者避難支援プラン）」の作成、避難生活での安全・安心の確保等に向けた体制を整備し、防災対策を推進します。

(2) ひとり親家庭、DV※被害への支援

子どもの健やかな育ち、将来の進路選択の機会が、家庭の経済状況に左右されないよう、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る施策の充実やその周知の強化を図ります。

配偶者から暴力等の事情により別居を余儀なくされるケースでも、児童扶養手当のほか各種制度が受けられるよう、適切な相談支援に取り組みます。

□主な取り組みの方向

○安心して子育てできるよう子育て当事者の支援

ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行うとともに、各種支援制度や、手当等の手続きの案内など、自立支援につながる支援策をタイミングよくプッシュ型で情報発信する取り組みを強化するほか、就労支援や養育費に関する相談、キャリアアップ※支援などを通じて、生活の自立、安定、向上に努めます。

○DVと児童虐待の支援

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に起きていることがあります。子ども自身が直接暴力を受けている場合以外でも、面前DVは心理的虐待にあたり、また加害者に対する恐怖心から子どもに対する暴力を制止することができないケースもあり、関係機関が適切に連携し、支援を行います。

(3) 負担軽減に向けた支援

子どもや子育て家庭に関わる支援者が生活困難を抱える子どもや保護者を確実に必要な支援につなぐことができるよう、関係機関等との連携により、各種負担軽減に係る取り組みを総合的に推進します。

□主な取り組みの方向

○学習支援の推進

経済的に困難な状況にある世帯等の子どもを対象に、学習習慣の定着や基礎学力の向上を図るために、学習を支援する取り組みを推進します。

また、学習支援の取り組みは子どもの居場所支援の取り組みにも寄与することから、子ども食堂※などとの連携を図ります。

○生活の安定支援

経済的に困難な状況にある世帯では、親のみならず、こどもの生活習慣や人間関係などに影響が出る可能性があることが指摘されているため、成長段階の早い時期からの生活習慣の確立に向けた施策を実施します。

○保護者の就労支援

安心して生活が送れるよう、保護者の就労に向けた各種支援を実施します。

○経済的支援

生活保護世帯やひとり親家庭等の経済的に困難な状況にある家庭に対し、各種支援や助成を実施します。

【施策5】 安心して子育てできるまちづくり

子育て世帯が住みやすく、かつ、子どもたちが育ちやすい環境を整えるため、地域総がかりで支援し、地域における身近な交流の場の確保や、地域の市民団体や関係機関との連携強化に努めます。

(1) 地域の子育て力の充実

少子化や身近な地域でのつながりの希薄化が進む中、子育て世帯の保護者を孤立させないためには、日常生活の中で気軽に声を掛け合い、地域との相互のつながりが大切です。

地域における子育て力の充実を図るため、保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の関係機関とともに、地域総ぐるみのネットワークによる舞鶴子ども育成支援協会※、地域子育て支援協議会※、自治会、民生児童委員等の関係機関が連携・協力し、子どもまんなか社会を全体で支える仕組みを整えます。

□主な取り組みの方向

○地域における身近な交流の場の確保

地域の中で乳幼児を持つ親同士が交流したり、子ども同士が遊べたりする場と機会の提供、子育て家庭が孤立せず、地域全体で子育てを見守る環境づくりなど、地域や関係機関と連携し、支援を行います。

○市内各種団体の活動支援

舞鶴子ども育成支援協会、地域子育て支援協議会、NPO 法人、こども食堂※等の各種団体が実施することも・子育てに関する取り組みを支援します。

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、また、不良行為の未然防止のため、身近な地域での見守り活動による支援をはじめ、警察、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、PTA等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防犯対策等を推進します。

また、スマートフォンやSNSを始めとするツールや情報サービスの広がり、インターネットの利用環境が拡大していく中で、子どもたちにとって有害となる情報が簡単に入手できる時代となっていることから、サイトの安全な使い方とオンライン上での行動について、防犯意識を高めるための情報提供、啓発活動の推進に努めます。

子どもが安心して通学・下校ができるように、学校、地域、警察や交通ボランティア等との連携により、交通事故防止対策を進めます。

公園施設(遊具等)や安心して子育てができる設備等の充実を図るとともに、自転車通行帯、歩道等の道路環境のハード面の整備についても必要に応じて実施します。

□主な取り組みの方向

○啓発活動の推進

インターネットやSNS等の普及により、容易に多様な情報を得ることができるようになったことから、全国では子どもたちが知らない間に被害者・加害者になるような事案も発生しているため、警察、学校、地域、行政、関係機関が連携して、子どもを犯罪被害等から守るための啓発活動を実施します。

○市内各種団体の活動支援

通学路における事故や犯罪等を未然に防止するために、警察、学校、保護者、地域等が協力して取り組んでいる自主防犯ボランティア団体の活動など、地域における各種団体の活動を支援します。

○青少年※健全育成支援

次代を担う子どもたちが非行や犯罪に走ることなく、心身ともに成長できるよう、学校や地域、警察、ボランティア団体等と連携して見守り活動を継続します。

第5章 「必要な事業量の見込み」と「提供体制の確保」について

1. 趣旨

令和7(2025)年度からの5年間における、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、国の示す算定の考え方を踏まえつつ、子育て中の保護者を対象に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査(以下、「市民ニーズ調査」という)。」の結果をもとに、「必要な事業量の見込み」を算出するとともに、その需要量に対する事業の提供体制とその実施時期を明示した「確保方策(供給方法)」を記載した計画を作成し、本市の実情に応じた適切な提供体制の充実を目指します。

2. 確保方策を示した事業等

- (1) 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育事業
 - 1) 教育・保育施設の利用状況等
 - 2) 認定区分
 - 3) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
 - 1) 地域子育て支援拠点※事業
 - 2) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)
 - 3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)
 - 4) 病児・病後児保育事業
 - 5) 延長保育事業
 - 6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
 - 7) 妊婦健康診査
 - 8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
 - 9) 利用者支援事業
 - 10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 など
- (4) 児童福祉法改正による新事業
 - 1) 子育て世帯訪問支援事業
 - 2) 児童育成支援拠点事業※
 - 3) 親子関係形成支援事業
- (5) 子ども・子育て支援法※改正による新事業
 - 1) 妊婦等包括相談支援事業※
 - 2) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
 - 3) 産後ケア事業※
 - 4) 産前・産後サポート事業※(子ども・子育て支援法改正に伴う母子保健法改正による事業)
- (6) 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項

3. 各事業における量の見込みと確保の内容等

(1) 乳幼児期の教育・保育の提供区域の設定

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援法※により、市が地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域で、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域として、市町村が定めることとされています。

本市では、「市全域」を一つの区域として設定し、ニーズの変化に適切に対応した給付やサービスを提供します。

(2) 教育・保育事業

1) 教育・保育施設の利用状況等

近年、人口は減少傾向にあるものの、核家族化や保護者の共働きの増加、就労形態多様化等により、保育ニーズは増加傾向にあります。幼稚園・保育所の利用者数は減少していますが、認定こども園は増加しています。

表 1：教育・保育施設等の施設数、利用者数の推移

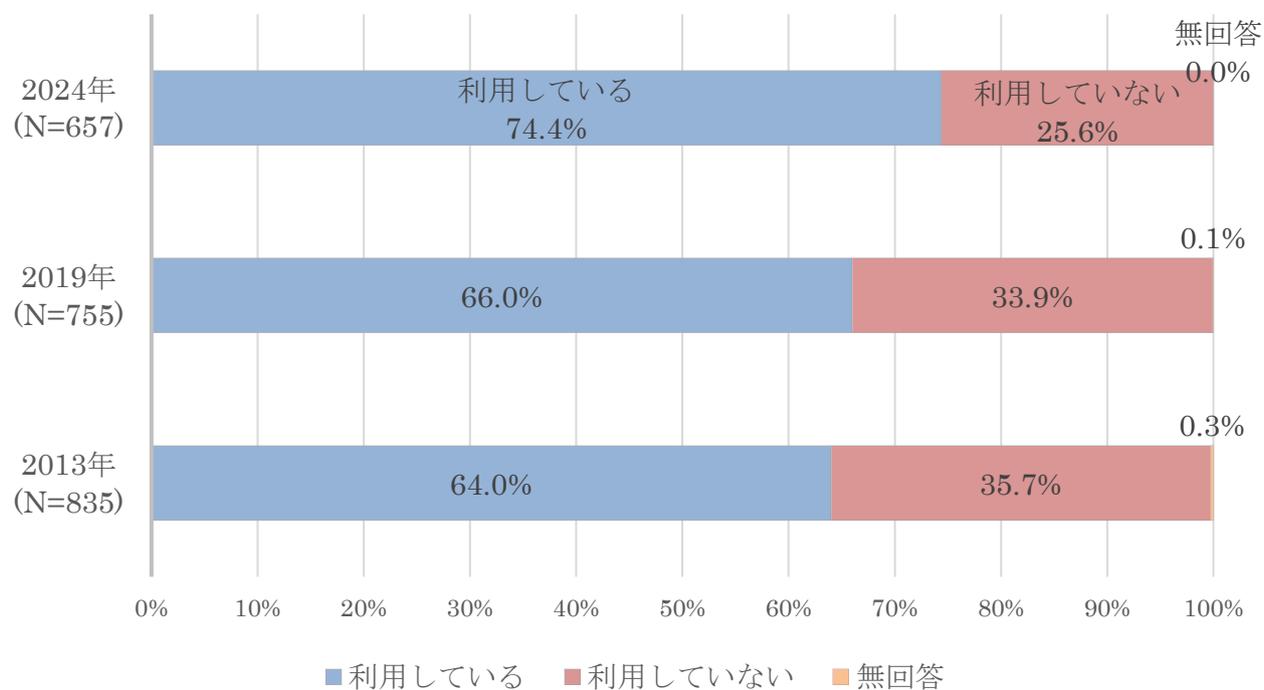
(単位 施設数：ヶ所、利用人数：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園	施設数	12	11	10	9	7
	公立	—	—	—	—	—
	私立	12	11	10	9	7
	利用者数	1,122	1,017	939	772	603
	公立	—	—	—	—	—
	私立	1,122	1,017	939	772	603
認定こども園	施設数	7	13	14	15	17
	公立	1	1	1	1	1
	私立	6	12	13	14	16
	利用者数	576	1,069	1,067	1,101	1,244
	公立	74	76	78	78	73
	私立	502	993	989	1,023	1,171
保育所	施設数	9	4	4	4	4
	公立	2	2	2	2	2
	私立	7	2	2	2	2
	利用者数	933	375	356	353	352
	公立	268	235	213	202	202
	私立	665	140	143	151	150

(施設数及び認定こども園・保育所利用者数は各年度4月1日現在、
幼稚園利用者数は各年度5月1日現在、乳幼児教育推進課)

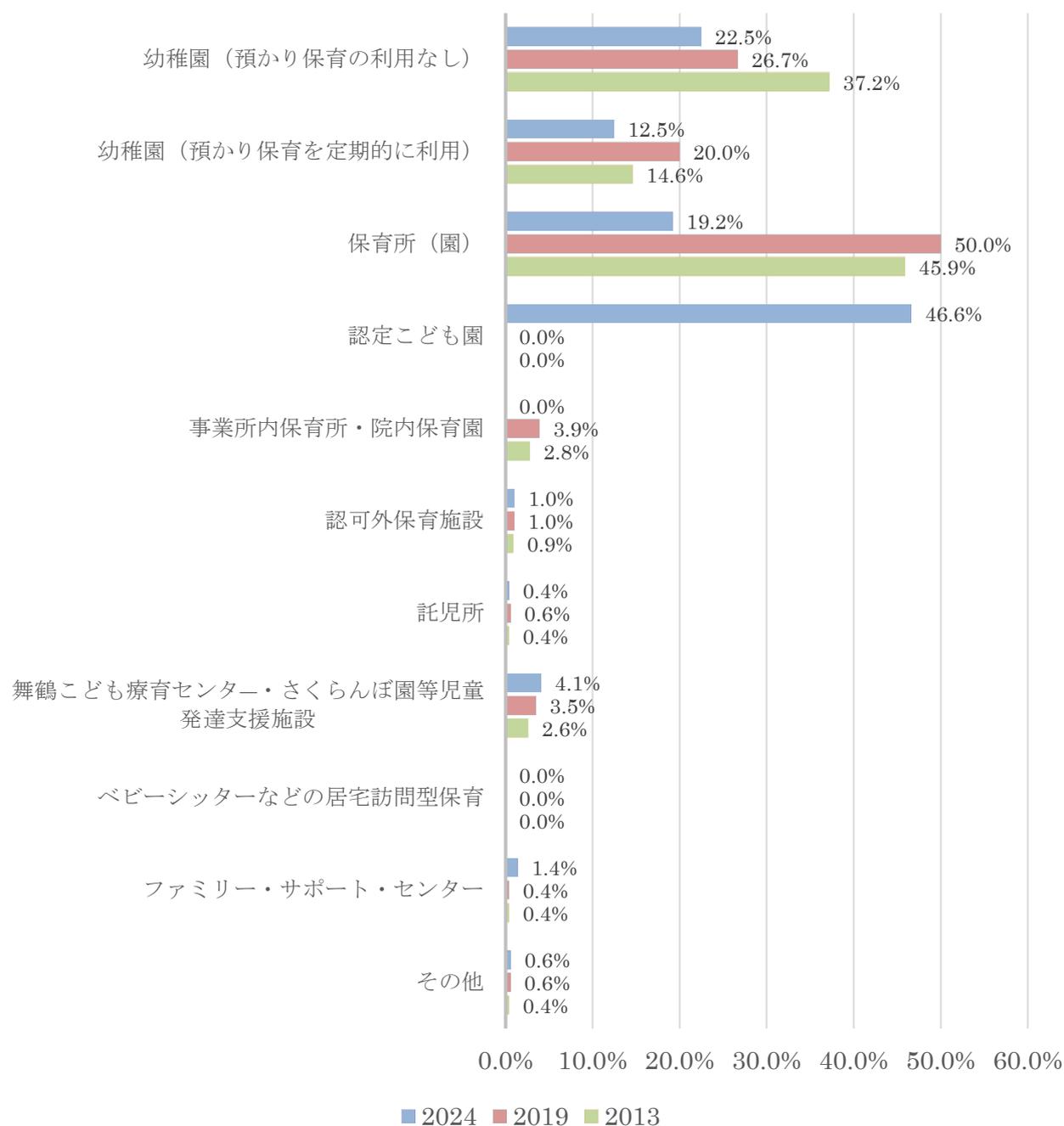
「市民ニーズ調査」における教育・保育施設の利用状況及び利用希望については、次のとおりです。

図1：教育・保育施設の利用状況



「利用している」が74.4%（前回：66.0%）、「利用していない」が25.6%（前回33.9%）となっており、教育・保育施設等の利用者数は増加傾向となっています。

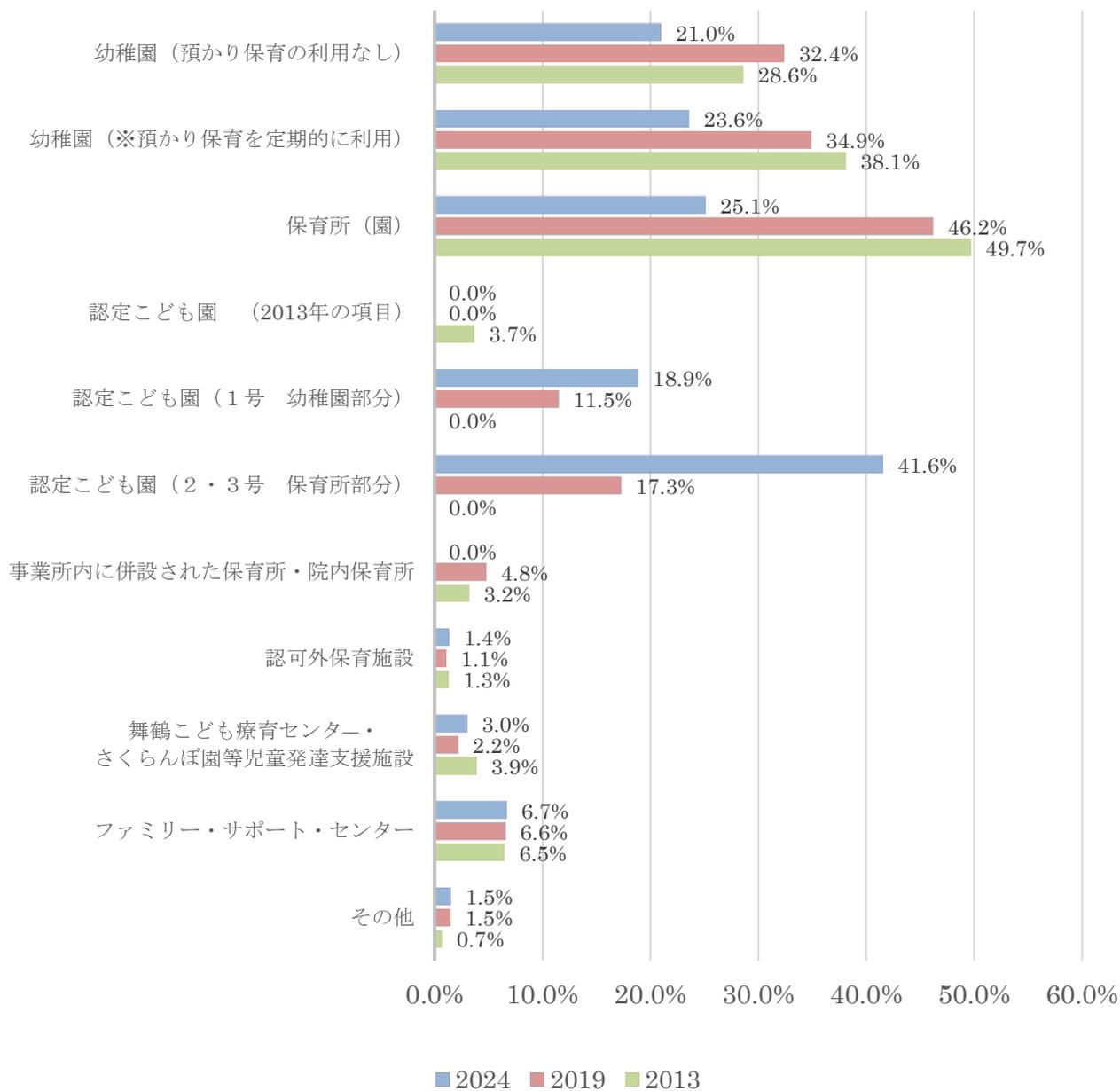
図 2 : 平日の教育・保育施設等の利用状況（教育・保育施設利用と回答の方のみ）



「認定こども園」が46.6%と最も多く、次に、「幼稚園（預かり保育の利用なし）」が22.5%（前回：26.7%）、「保育所（園）」が19.2%（前回：50.0%）などとなっており、幼稚園・保育所（園）の利用が減少し、認定こども園が増加している傾向にあります。

※前回（2019年）調査時、認定こども園は0園

図3：定期的に利用したいと考える施設や事業（複数回答）



「保育所（園）」が25.1%（前回：46.2%）、「幼稚園（預かり保育を定期的に利用）」が23.6%（前回：34.9%）、「幼稚園（預かり保育なし）」が21.0%（前回：32.4%）、認定こども園（2・3号保育所部分）41.6%（前回：17.3%）などとなっています。保育所・幼稚園が認定こども園に移行したこともあり、認定こども園の利用希望者が増加しています。

2) 認定区分

子ども・子育て支援制度では、教育・保育施設や地域型保育事業を利用する場合に、年齢と保育の必要性の有無に応じて、表 2 のとおり、1～3 号の 3 つの区分の認定を受けることが必要になります。

表 2：認定区分の設定

認定区分	対象年齢	保育の必要性の有無	主な利用施設			
			幼稚園	認定こども園	保育所	地域型保育事業
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上	必要としない	○	○		
2号認定 (保育認定)		必要とする		○	○	
3号認定 (保育認定)	満3歳未満			○	○	○

3) 乳幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

教育・保育の利用状況や「市民ニーズ調査」による利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域である市内での均衡のとれた教育・保育の提供が行えるよう、認定区分ごとに量の見込みを算出しています。

1号認定については、定員が量の見込みを上回っており、利用希望者全員を受け入れられる体制が確保できています。

なお、2号認定で教育希望(幼稚園利用意向)の強い保護者のこどもは1号認定に含め、幼稚園及び認定こども園で必要な提供体制の確保を図ります。

2号認定(教育希望が強いを除く)・3号認定については、総児童数は年々減少するものの、保育ニーズは増加する傾向にあります。幼稚園の認定こども園化や利用定員の見直し等により、引き続き提供体制の確保を図ります。

本市では、令和7(2025)年度に公立保育所1園、私立幼稚園2園、令和9(2027)年度に私立幼稚園1園、令和10(2028)年度に公立保育所1園が認定こども園に移行する予定です。

表 3：乳幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと提供体制確保の内容

【1号認定】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	658	604	537	499	457
② 確保の内容	1,318	1,318	1,203	1,218	1,218
特定教育・保育施設	408	408	453	468	468
確認を受けない幼稚園	910	910	750	750	750
過不足 (②-①)	660	714	666	719	761

【2号認定】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	805	768	712	688	654
② 確保の内容	923	923	953	904	904
特定教育・保育施設	923	923	953	904	904
確認を受けない幼稚園					
過不足 (②-①)	118	155	241	216	250

【3号認定】

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	699	687	649	611	585
0歳	144	138	123	105	99
1・2歳	555	549	526	506	486
② 確保の内容	742	742	762	701	701
特定教育・保育施設	742	742	762	701	701
確認を受けない幼稚園					
過不足 (②-①)	43	55	113	90	116

(3) 地域子ども・子育て支援事業

本市の乳幼児期の教育・保育の提供区域として設定した「市全域」における各地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは次に掲げるとおりです。

1) 地域子育て支援拠点※事業

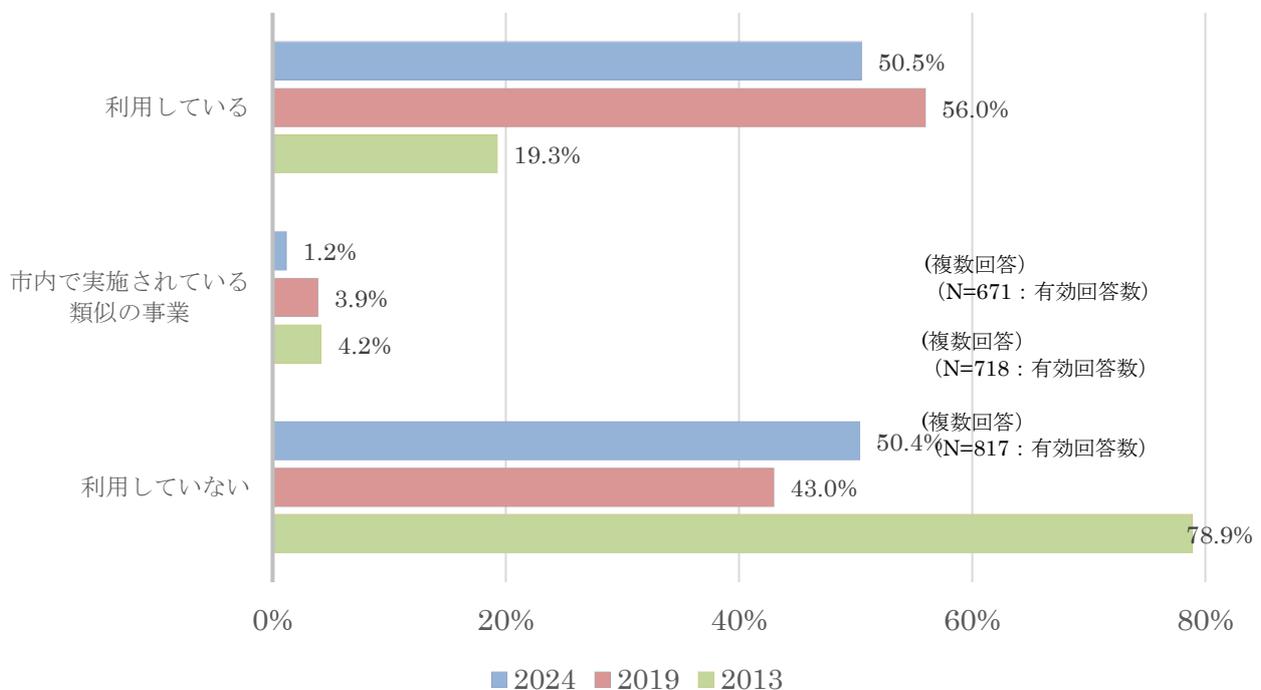
I 事業内容

乳幼児を育てる子育て中の保護者同士の交流や親とこどもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行う事業

II 地域子育て支援拠点の利用状況等

「市民ニーズ調査」における地域子育て支援拠点（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）の利用状況については、次のとおりです。

図4：地域子育て支援拠点の利用状況（複数回答）



「地域子育て支援拠点」を利用していると回答された方は、令和元（2019）年の前回調査 56.0% から 50.5%とやや減少していますが、類似事業もあわせると半数以上の方が子育てに関する事業に参加されています。

III 現状・課題

地域子育て支援拠点（ひろば）は現在 5ヶ所を開設しています。この拠点（ひろば）では、子育て中の親子の身近な居場所として、親同士の交流、育児相談、情報提供など安心できる子育てに繋がる取り組みを行っており、親子の孤立予防にも寄与しています。また、様々な理由で交流の場に出にくい家庭のために「出張ひろば」「家庭訪問」などアウトリーチ※事業も行っています。各拠点の利用者数は増加傾向にありますが、コロナ禍以降、利用する人・

しない人の二極化傾向もみられています。妊娠期から地域子育て支援拠点※(ひろば)を知っておくことで、産後に安心して利用につながるように、令和6(2024)年度からは、3ヶ所のひろばによる持ち回りで「家族のためのHAPPYマタニティひろば」も始めました。

また、近くに親族や知人・友人がなく、在宅で子育てに悩み、不安を抱え潜在的に孤立化している子育て家庭に対して、拠点へ気軽に足を運ぶことができるための情報提供の方法として、子育てアプリ「まいココ」を活用し、地域子育て支援拠点(ひろば)のスケジュールやイベント情報のお知らせをするとともに、母子健康手帳交付時には、地域子育て支援拠点(ひろば)の紹介や「家族のためのHAPPYマタニティひろば」の案内なども行っています。

今後は、妊娠期から地域子育て支援拠点に足を運びきっかけ作りとして継続する必要があります。また、「まいココ」を利用し夜間や土日対応のオンライン相談も行っています。

表4：地域子育て支援拠点の施設数と利用者数の推移

単位 施設数：ヶ所、利用者数：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	6	6	5	5	5
利用者数	85,570	50,761	55,526	67,964	73,886

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

表5：子育てアプリ「まいココ」登録状況の推移

(単位 登録者数：人、団体数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数				1,842	2,789
登録団体数				43	43

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

IV 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「市民ニーズ調査」結果に基づき算出した数値を見込み量としており、現在の提供体制で確保できます。

表6：地域子育て支援拠点事業の量の見込み及びその確保策・時期

(単位：人回/月)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	5,238 (5ヶ所)	5,080 (5ヶ所)	4,928 (5ヶ所)	4,780 (5ヶ所)	4,637 (5ヶ所)
② 確保の内容	5,238 (5ヶ所)	5,080 (5ヶ所)	4,928 (5ヶ所)	4,780 (5ヶ所)	4,637 (5ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

2) 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

I 事業内容

ア. 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園や認定こども園(1号認定)の在園児を対象に、通常の教育時間以外の日及び時間などにおいてこどもを預かる事業

イ. 一時預かり事業(幼稚園型以外)

保護者が、病気やけが・冠婚葬祭などで、一時的に育児が困難になった時や育児ストレスを軽減したい時に、保育所や認定こども園などで在園児以外のこどもを預かる事業

ウ. ファミリー・サポート・センター事業

(子育て援助活動支援事業・病児・緊急対応強化事業を除く)

乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する「おねがい会員」と当該援助を行うことを希望する「まかせて会員」との相互援助活動に関する連絡調整を行い、会員の仕事と育児の両立のために保育所やこども園等への送迎や預かり等を行う。また舞鶴市在住の妊娠中(母子健康手帳交付時)からそのこどもが1歳になるまでの家庭を対象に、研修を受けた会員による育児支援と家事支援を行う産前・産後支援(令和2年から)を行う事業

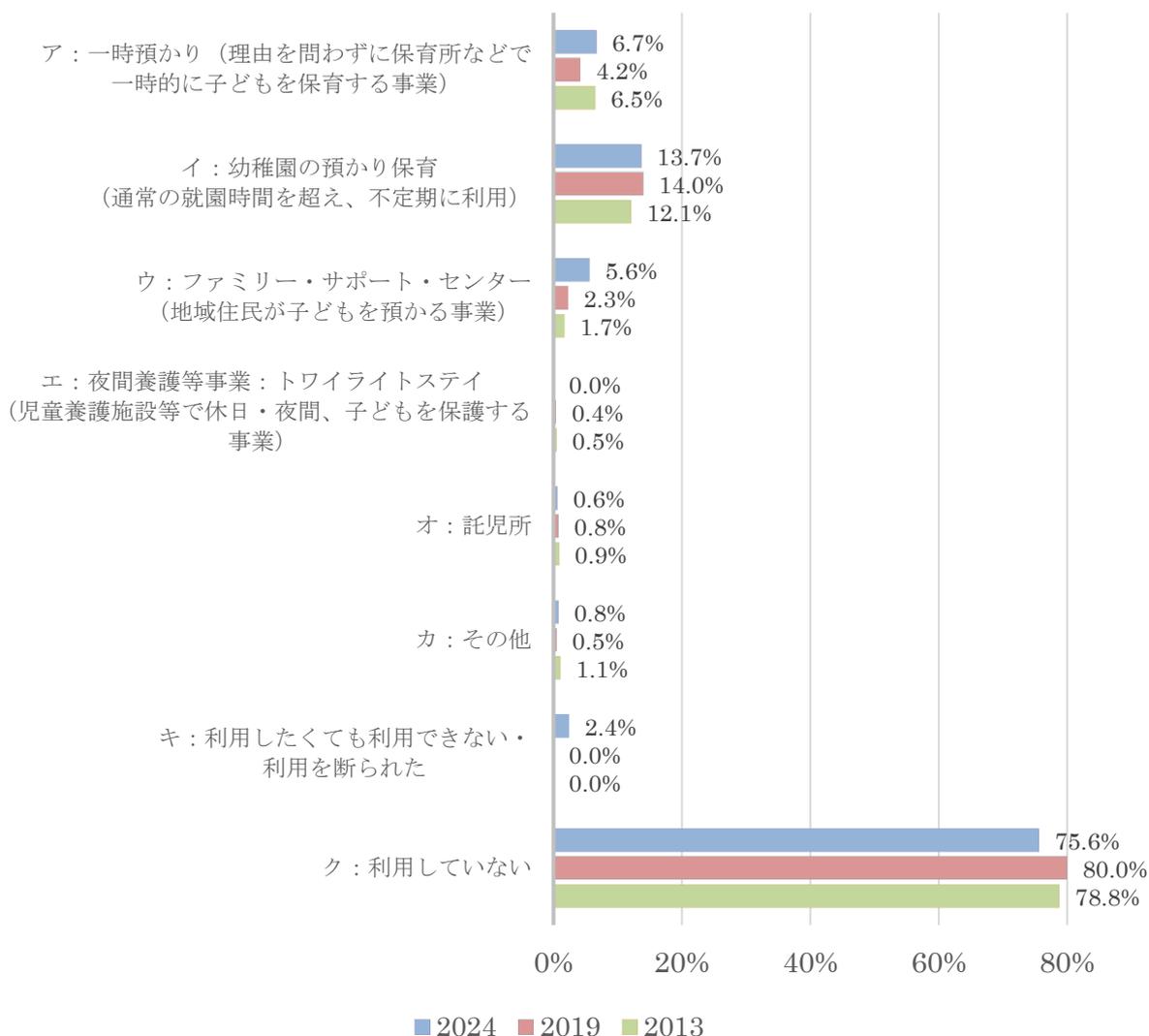
エ. 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

保護者が仕事などによって帰宅が常に夜間になる場合に、こどもを児童養護施設において預かり、必要な保護を行う事業(夜間養護等事業)

II 一時預かり事業、子育て短期支援事業等の利用状況

「市民ニーズ調査」における一時預かり事業、子育て短期支援事業等の利用状況については、次のとおりです。

図5：保護者の用事や就労などで不定期に利用している事業（複数回答）



保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）や就労等で不定期に利用している事業について、「利用していない」が75.6%（R元前回：80.0%）と最も多く、次に、「幼稚園の預かり保育」が13.7%（前回：14.0%）、「一時預かり」が6.7%（前回：4.2%）などとなっています。「利用していない」が減少したものの、前回前々回の調査では無かった項目「利用したくても利用できない・利用を断られた」が2.4%みられました。

III 現状・課題

ア. 一時預かり事業（幼稚園型）

令和6年（2024）年4月現在、幼稚園7園および認定こども園17園で実施しています。「市民ニーズ調査」における保護者の就労率の上昇や近年の利用実績を踏まえると、今後も同事業の利用は同様に見込まれるため、保護者ニーズに応じた提供体制の確保が必要です。

表 7：一時預かり事業（幼稚園型）の実施園数及び利用者数の推移

（単位 施設数：ヶ所、利用人数：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	19	24	24	24	24
延べ利用者数	69,669	67,923	78,977	70,663	50,994

（各年度末現在、乳幼児教育推進課）

イ. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

令和6（2024）年4月現在、保育所4園および認定こども園15園のほかファミリー・サポート・センターにおいて実施しています。

保育所・認定こども園における利用者数はコロナ禍の影響で減少した年はあったものの、回復傾向にあります。

急な利用希望にも応じるためにも、提供体制の確保が必要です。

表 8：一時預かり事業（幼稚園型以外）の実施保育所数及び延べ利用者数の推移

（単位 施設数：ヶ所、利用人数：人）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	16	16	16	17	19
延べ利用者数	1,119	688	844	895	1,278

（各年度末現在、乳幼児教育推進課）

ウ. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

母子健康手帳交付等の機会を利用したチラシや会報誌の配布等により、広く市民に周知しており、会員登録者数や活動は定着してきています。

課題としては、まかせて会員の高齢化等による人数確保や障がいを持つ支援が必要なこどもの預かり対応等があります。

また、産前産後支援を行う資格をもつ会員が少ないため、一人が何件も支援するという現状があります。

表 9：会員数及び活動件数の推移

（単位：人、件）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会員数	904	983	1,036	1,037	1,079
おねがい会員	599	658	690	687	718
まかせて会員	250	268	291	298	305
両方会員	55	57	55	52	56
活動実績	1,587	1,772	1,803	1,208	1,257

（各年度末現在、こども家庭しあわせ課）

表 10：産前産後訪問支援件数の推移（※上記の活動実績数の中から抽出）

（単位：回）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産前産後訪問支援		84	143	159	140

（各年度末現在、こども家庭しあわせ課）

エ. 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、コロナ禍の影響で利用実績が大きく減少したものの、保護者の就業形態が多様化する中、ショートステイと同様に近くに親族や知人がいない子育て家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。

表 11：施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

（単位：ヶ所、人、日）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	2	2	2	2	2
利用者数	251	29	24	14	10
延べ利用日数	1,687	180	188	30	12

（各年度末現在、こども家庭しあわせ課）

IV 提供体制の確保の内容及びその実施時期

ア. 一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

「市民ニーズ調査」の結果や利用実績を基に算出した数値を量の見込みとしています。

一時預かり事業（幼稚園型）については、既存施設において提供体制の確保に努めます。

一時預かり事業（幼稚園型以外）については、保育所等における提供体制を確保するため、保育士等の人材確保に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター等との連携の強化により提供体制の確保に努めます。

表 12：一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライト）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	一時預かり (幼稚園型)	48,469	41,949	38,435	33,576	30,080
	一時預かり (幼稚園型以外)	2,282	2,203	2,149	2,093	2,044
②確保 の内容	一時預かり (幼稚園型)	48,469	41,949	38,435	33,576	30,080
	一時預かり (幼稚園型以外)	2,282	2,203	2,149	2,093	2,044
③確保の必要量 ②-①		0	0	0	0	0

イ. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（就学児のみ）

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度までの活動実績に基づき、就学児の活動延び率を算定し、今後5年間の見込みを算出したもので、現在の提供体制で確保できます。

表 13：子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター事業）の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日／週）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	8 (1ヶ所)	8 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)
② 確保の内容	8 (1ヶ所)	8 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)	10 (1ヶ所)
③確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0	0

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

I 事業内容

保護者の出産・疾病・看護等の理由により家庭のこどもの養育が一時的に困難となる場合、児童養護施設等で預かりが必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業）

II 現状・課題

児童養護施設の2ヶ所に事業委託しており、一時的・緊急的な事由により養育が困難となった子育て家庭、特に近くに親族や知人がいない家庭にとっては、子育て支援のセーフティネットとして大きな役割を担っています。また、保護者の育児疲れや育児不安のある家庭においては、孤立した育児により虐待につながることを未然に防止するための子育て支援サービスとして重要な役割を担っています。

主な課題としては、急な利用の申し出に対しては、実施施設において宿泊を伴う預かりの体制が整わない場合があることや乳児(0歳～1歳)の預かりが困難な場合があること等であります。

表 14：子育て短期支援事業「(ショートステイ)の実施施設数及び利用者数、延べ利用日数の推移

(単位：ヶ所、人、日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	2	2	2	2	2
利用者数	39	20	9	3	2
延べ利用日数	252	79	56	37	4

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和元(2019)年度からコロナ禍の影響で近年は利用実績が大きく減少しているものの、潜在的ニーズは依然高いことが見込まれるため、コロナ前の令和元年度実績に基づき今後5年間の見込みを算出したもので、現在の提供体制で確保できます。

表 15：子育て短期支援事業「(ショートステイ)の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	80 (2ヶ所)	90 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)
② 確保の内容	80 (2ヶ所)	90 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)	100 (2ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

4) 病児・病後児保育事業

I 事業内容

こどもが風邪をひいたり熱を出した時、仕事や急な用事で保護者が保育できない場合、病院等に付設された専用スペースにおいて看護師、保育士等の専門スタッフがこどもを預かる事業

II 現状・課題

令和6(2024)年4月現在、市内東地域の1施設で病児保育を実施しています。コロナ禍の影響もあり、利用者数の落ち込みはありましたが、近年では回復傾向にあります。

課題としては、予約が集中する場合に、一時的に利用ニーズにこたえられない状況が生じる可能性があることです。

表 16：病児保育事業の実施施設数及び延べ利用者数 (単位 施設数：ヶ所、利用者数：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設数	1	1	1	1	1
延べ利用者数	497	136	39	19	312

(各年度末現在、乳幼児教育推進課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

病児・病後児保育事業は、近くに親族や知人がいない子育て家庭のニーズがあります。また、一時的・緊急的な利用であり、あれば利用したい意向が高いものですが、ここ数年の利用傾向は定員(1日定員6人×240日)で対応できており、引き続き、現在の提供体制の確保に努めます。

また、病後児保育の実施につきましては、引き続き利用者のニーズ等を踏まえながら検討することになります。

表 17：病児保育事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)
② 確保の内容	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)	1,440 (1ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

(各年度末現在、乳幼児教育推進課)

5) 延長保育事業

I 事業内容

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間以外の時間帯において、保育を実施する事業

II 現状・課題

令和6(2024)年4月現在、保育所3園、認定こども園17園で実施しており、令和5(2023)年度の利用者数は787人となっています。

「市民ニーズ調査」結果による保護者の就労形態の多様化や近年の利用実績を踏まえると、今後も同事業の利用は同様に見込まれるため、ニーズに応じた提供体制の安定的な確保が課題です。

表 18：実施園数及び利用者数の推移

(単位：ヶ所、人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施園	14	14	15	17	20
公立	3	3	3	3	3
私立	11	11	12	14	17
利用者数	637	662	446	482	787
公立	158	156	92	93	111
私立	479	506	354	389	676

(各年度末現在、乳幼児教育推進課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

近年の利用実績や「市民ニーズ調査」結果を踏まえて見込み量を算出していますが、現在の提供体制で確保できます。

表 19：延長保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	670 (22ヶ所)	650 (22ヶ所)	630 (23ヶ所)	610 (23ヶ所)	590 (23ヶ所)
② 確保の内容	670 (22ヶ所)	650 (22ヶ所)	630 (23ヶ所)	610 (23ヶ所)	590 (23ヶ所)
③ 確保の必要量 ② -①	0	0	0	0	0

6) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

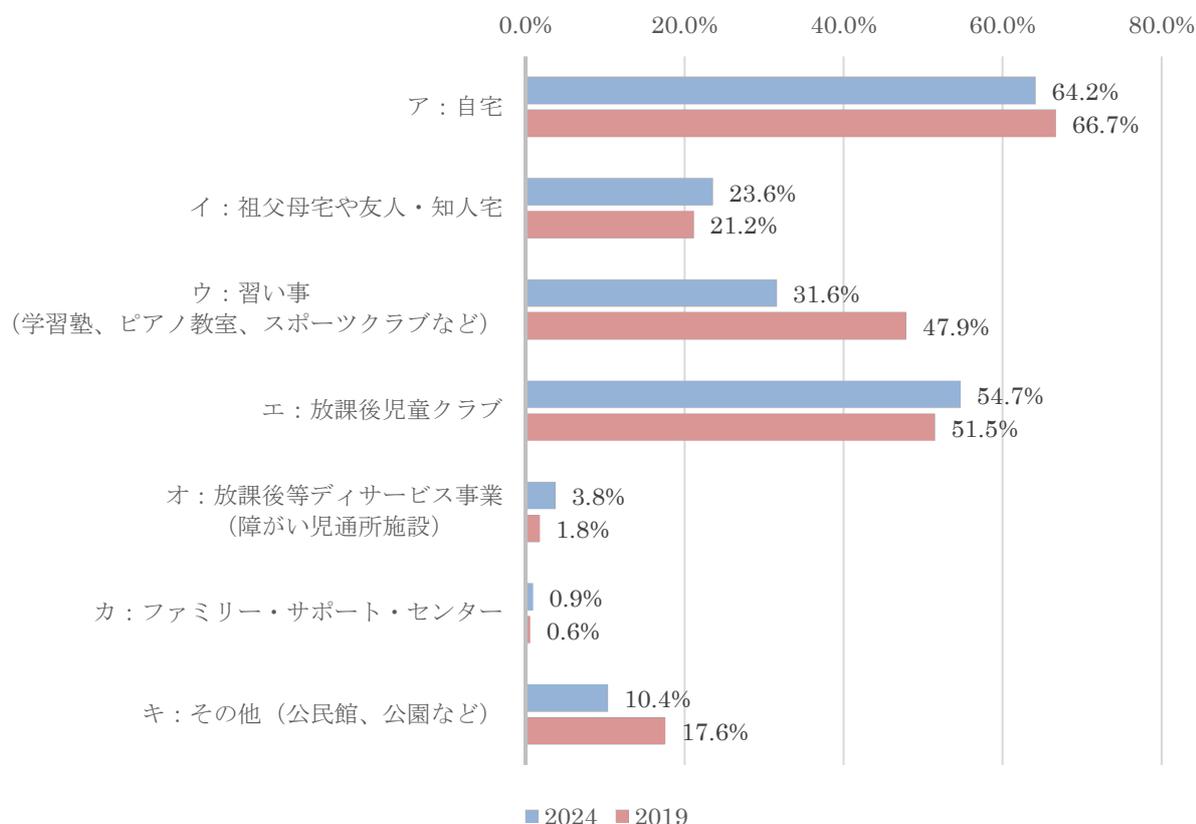
I 事業内容

平日の放課後、土曜日や小学校の長期休業期間等に学校の余裕教室等を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を安全に預かり、児童の居場所確保と育成支援、保護者の家庭と仕事の両立支援を図る事業

II 放課後児童クラブの利用状況

「市民ニーズ調査」における放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用希望及び利用状況は、次のとおりです。

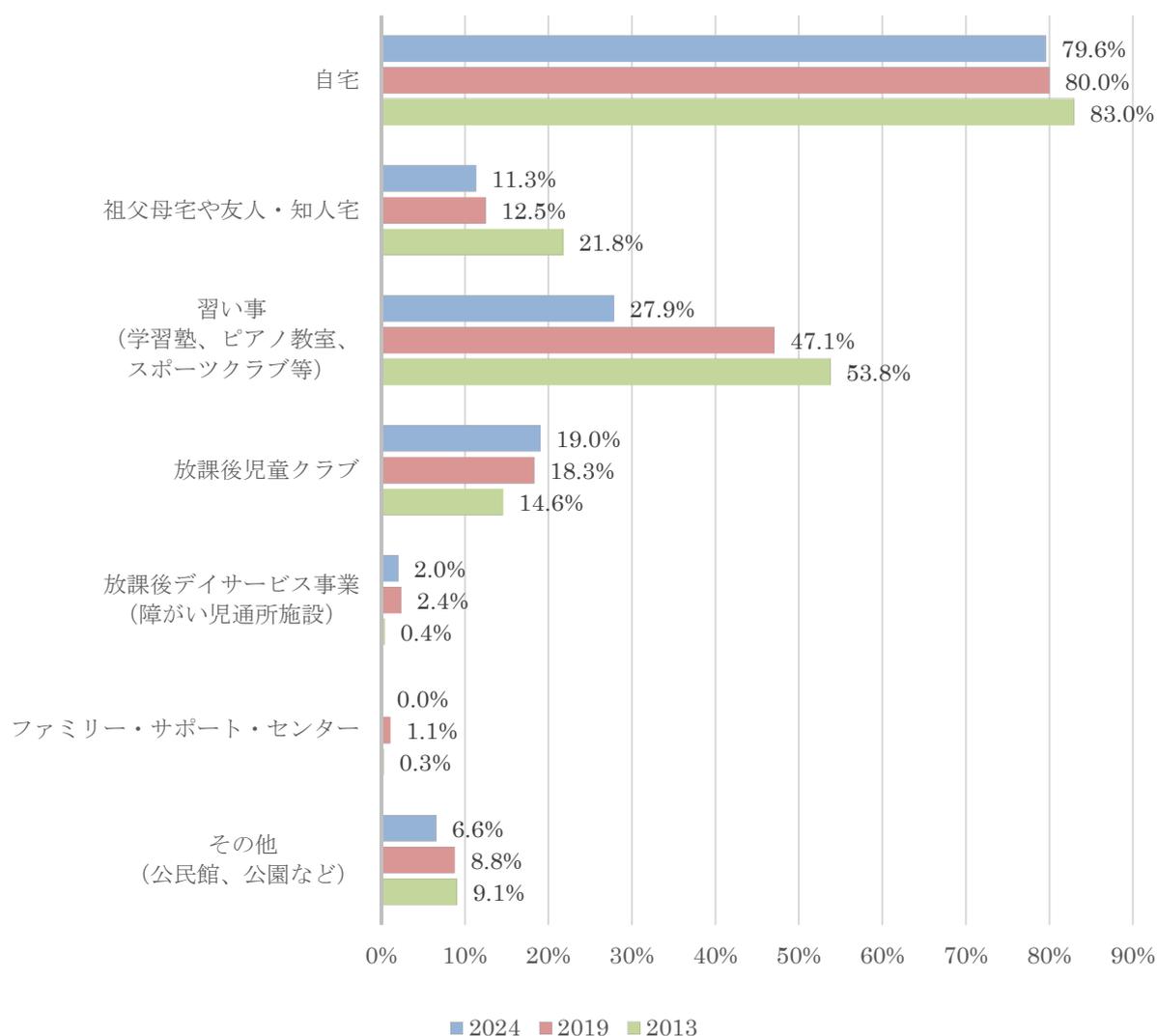
図6-1：小学校就学後の放課後の過ごし方の希望（就学前児童の保護者）



就学前児童の保護者の方に、小学校就学後、放課後をどのような場所で過ごさせたいかを尋ねたところ、54.7%（前回 51.5%）の方が「放課後児童クラブ」と回答されています。

※2013 は、調査項目なし

図 6-2：放課後の過ごし方（小学生の保護者）



小学生の保護者の方に、放課後をどのような場所で過ごしているか尋ねたところ、「放課後児童クラブ」と回答された方は、19.0%（前回18.3%）となっています。

Ⅲ 現状・課題

利用者数は年々減少傾向にあるものの、利用ニーズに対応するために、市内の全 18 小学校区においてクラブを開設しています（地域 26 クラブ、法人 3 クラブ）。

また、一時的に利用ニーズが急増する夏休み期間に対応した児童クラブの臨時開設も実施しています。

主な課題としては、個性豊かな児童の健全な育成と遊び及び生活の支援を行うため、放課後児童支援員等の研修の機会を提供するなど組織力の向上が求められていること、また、その放課後児童支援員等の確保や処遇改善も必要な支援です。

表 20：放課後児童クラブ数及び利用者数の推移 (単位 クラブ数：ヶ所、利用人数：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クラブ数	29	29	29	29	29
地域	26	26	26	26	26
法人	3	3	3	3	3
利用者数	826	611	768	762	709
地域	716	524	666	667	622
法人	110	87	102	95	87

(各年度5月1日現在、子育て応援課)

IV 提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和元(2019)年度から令和5(2023)年3月までの各年度における学年別児童数と、そのうちのクラブ利用者数から、それぞれのクラブ利用率を算出し、5年間の平均利用率を各年度の学年別児童数に乗じて推計した数値を「量の見込み」としています。

また、提供体制については、本市の実情に応じた現在のクラブ運営体系で確保できる見込みです。

表 21：放課後児童クラブの提供体制の確保の内容及びその実施時期 (単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	635 (29ヶ所)	616 (29ヶ所)	595 (29ヶ所)	568 (29ヶ所)	555 (29ヶ所)
② 確保の内容	635 (29ヶ所)	616 (29ヶ所)	595 (29ヶ所)	568 (29ヶ所)	555 (29ヶ所)
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

7) 妊婦健康診査

I 事業内容

妊婦の健康管理の向上を図るため、医療機関で実施する妊婦健康診査の受診に係る費用を助成する事業

II 現状・課題

妊婦健康診査の受診が必要な妊婦はほぼ受診できている現状ですが、予定日より早い出産や入院などで妊婦健康診査の受診が不要になる場合や、特定妊婦※など妊娠期から早期の支援が必要な妊婦の中には様々な事情を抱え、妊娠届の提出が遅れる場合があり、受診券の使用率は約80%前後で推移しています。

産科医療機関と妊娠届出時の面談や訪問の様子、妊婦健康診査時の状況、産後の支援者不足や産後うつハイリスク者なども含め、定期的に情報共有を行う中で、支援の必要な妊産婦を早期に把握し、必要な支援につなげるよう体制を整えております。今後も、この連携および支援体制を充実していきます。

表 22：妊婦健康診査の受診数等の推移

(単位：人数、枚数、人数、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健康診査 受診券交付人数	624	588	556	495	441
受診券の交付枚数	17,349	16,320	15,420	13,758	12,261
延べ受診人数	13,249	13,828	12,607	12,721	10,485
交付後の使用率 (%)	76.4	84.7	81.8	92.5	85.5

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

「市民ニーズ調査」の結果を基に算出した児童数将来推計値を見込み量としていますが、現在の提供体制で確保できます。

表 23：妊婦健康診査の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	394	377	360	343	328
② 確保の内容	394	377	360	343	328
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

8) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

I 事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てやこどもに関する不安や悩みを聞き、必要な情報提供や養育環境等の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては関係機関との連携により、適切な支援に結び付けるなど、安心して地域で子育てができるように支援する事業

II 現状・課題

平成24(2012)年7月から子育て家庭の身近な地域に居住する民生児童委員や主任児童委員が地域と家庭をつなぐことも目的として訪問しています。

訪問を受けた家庭からも喜びの声が聞かれ、子育て支援情報の提供により地域子育て支援拠点※の利用が増えるなどの成果がみられています。しかし、近年、訪問を望まない家庭が増えていることから、事前に訪問の目的等を郵送でお知らせし、了承を得られた方に訪問するようにしているため、全戸への訪問が難しい状況になってきています。

表 24 : 乳児家庭全戸訪問事業の実施状況

(単位 : 件、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問件数	547	470	430	430	315
訪問率	94.6	86.6	84.6	83.5	74.6

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和 6(2024)年度から本事業の担当が舞鶴市こども家庭センターとなり、新生児訪問との情報連携が可能となったことから、この強みを活かし「市民ニーズ調査」の結果を基に算出した児童数の将来推計値を見込み量として、100%の訪問に努めます。

表 25 : 乳児家庭全戸訪問事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位 : 人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	394	377	360	343	328
②確保の内容	394	377	360	343	328
③確保の必要性 ②-①	0	0	0	0	0

9) 利用者支援事業

I 事業内容

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の事業等を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業

II 現状・課題

平成 27(2015)年度からは子育て支援基幹センターが基本型、同 28(2016)年度からは保健センターが母子保健型を実施し、一体となって「子育て世代包括支援センター」機能を担っておりました。令和 6(2024)年度からは子育て世代包括支援センター(母子保健)とこども家庭総合支援拠点(児童福祉)が一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「舞鶴市こども家庭センター」を設置しました。妊産婦・乳幼児の健康の保持増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を切れ目なく提供することが重要です。

表 26 : 利用者支援事業の提供体制

(単位 : ヶ所)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基本型・特定型	1	1	1	1	2
母子保健型	1	1	1	1	1

(各年度末現在、こども家庭しあわせ課)

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在の取り組みを更に充実することにより、子育て家庭が適切な施設や多様な事業を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりに努め、利用相談及び各種情報提供等を継続していきます。

表 27：利用者支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期

【基本型】

(単位：ヶ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【地域子育て相談機関】 ※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない場合も含む

(単位：ヶ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	26	26	26	26
確保方策	26	26	26	26	26

【こども家庭センター型】

(単位：ヶ所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

I 事業内容

要保護児童対策地域協議会※(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関の職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業

II 現状

児童虐待を未然に防止し、虐待を受けているこどもの早期発見と適切な保護を図ることを目的として、児童福祉・医療・保健・教育等、こどもの健全育成及び保護者の子育て支援に関係する機関により「舞鶴市要保護児童対策地域協議会」を設置しており、定期的な進行管理や具体的支援に関する検討を行っています。

III 方向性

児童虐待や養育不安を抱え支援を必要とする家庭に対し迅速かつ適切な支援を行うため、児童福祉法改正に伴い令和6(2024)年4月に設置した舞鶴市こども家庭センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関として、協議会の会議の効果的な運営や、構成機関の連携強化を図る取り組みを推進します。

11) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

I 事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設に対して保護者が支払うべき物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用、副食材料費等を助成する事業

II 現状

令和元(2019)年度から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園在園児の低所得世帯等に対して、1号認定の低所得者世帯と同等の負担軽減となるよう、実費徴収される給食費(副食材料費)の助成を行っています。

III 方向性

今後も低所得者や多子世帯への負担軽減を図るための適切な支援に努めます。

12) 子ども・子育て支援制度への参入促進等の事業

I 事業内容

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築を支援することで適切な教育・保育等の提供体制の確保を図るための事業

II 方向性

既存の特定教育・保育施設等において、必要な利用定員総数を確保できていることから、新たな民間事業者の参入を促進する必要性は低いため、今後、既存施設における定員確保の状況や運営状況等をみながら検討することとします。

(4) 児童福祉法改正による新事業

1) 子育て世帯訪問支援事業(令和7年度新規)

I 事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業

II 現状・課題

令和5(2023)年度まで実施していた養育支援訪問事業を引き継ぎ、子育て等に関する不安や悩みの傾聴・助言、地域の施策に関する情報提供等、家庭支援を実施します。なお、本事業は有資格者に限らず子育て経験者やヘルパー等が担うこととなるため、児童相談所との密な連携を通じた、舞鶴市こども家庭センター職員による適切なアセスメントと支援計画の作成、委託事業者からの報告などスムーズな連携が重要となってきます。

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

対象者については、舞鶴市こども家庭センターにおいて本事業の利用が必要であると決定した者に限定され、年間訪問世帯は 5 世帯を想定しています。訪問援助期間は最大 6 ヶ月とし、適宜支援計画の見直しを行った上で支援します。家庭によっては集中的に訪問が必要な場合も想定されますが、事前に委託先と協議することで提供体制の確保が可能となります。

表 28：子育て世帯訪問支援事業の提供体制の確保の内容及び実施見込み (単位：人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
① 量の見込み	210	210	210	210	210
② 確保の内容	210	210	210	210	210
③ 確保の必要量 ②-①	0	0	0	0	0

2) 児童育成支援拠点事業※

I 事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

II 現状・課題

本市においては、民間 5 団体がこども食堂※を運営されており、こどもや若者だけでなく、多世代が交流できる居場所の 1 つとなっています。

また、市では学習支援事業※を市内の児童を対象に、宿題の見守りや国語・算数の復習のサポートを実施しているところです。

その一方で、主に学齢期以降の児童及びその保護者の状況に応じた包括的な支援が難しいことを踏まえ、安全・安心な居場所の提供に加え、学習の支援や食事の提供、さらには学校等の関係機関との連携が可能となる児童やその保護者の居場所としての拠点が大切であると考えます。

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

現在、こども食堂を運営されている団体等と連携し、新たに児童の居場所となる拠点の開設を目指し、食事の提供や学習支援などを一体化して実施し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成並びにその保護者への情報提供や相談支援等を図っていきます。

なお、実施時期については、各支援関係機関等との連携や、市教委や舞鶴市こども家庭センター等の関係部署等との調整を行いながら、令和 8 (2026) 年度の実施を目指します。

表 29：児童育成支援拠点事業※

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(実人数)	20	19	18	18	17
確保方策(実人数)	20	19	18	18	17

3) 親子関係形成支援事業

I 事業内容

こどもとの関わり方や子育てに悩み、不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、保護者同士が同じ悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業

II 現状と課題

核家族化が進む中、身近に子育ての経験者や頼れる人がなく、乳幼児と接する機会がないまま親になることで、子育てに不安や悩みを抱える家庭が増加している。虐待に陥ることを未然に防ぐために、早期に保護者への啓蒙支援と保護者同士が相互に支えあえる関係づくりへの支援を行う。

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

乳幼児健康診査や子育て支援拠点、各種相談等の場を活用し、親子の関係性やこどもの関わり方等に不安を抱える保護者を把握し、本事業への参加を促すことで、適切な親子関係の構築を図り、ひいては虐待の未然防止につなげることを目指します。

表 30：親子関係形成支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

(5) 子ども・子育て支援法※改正による新事業

1) 妊婦等包括相談支援事業※

I 事業内容

妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる事業

II 現状・課題

妊娠届出時の保健師による面談と、出生届出から生後4か月までの間に新生児訪問にて保健師や助産師による面談を実施しています。また、妊娠7か月頃にアンケートを実施し、

希望者や必要な妊婦等に対して保健師や助産師等による面談の機会を設けています。就労している妊婦が多く、連絡が繋がりにくい、面談の日程調整が難しいなどの課題があります。

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

妊娠届出時、妊娠 8 か月前後（アンケート実施後）、出生届出から生後 4 か月までの間の新生児訪問それぞれにおいて、保健師や助産師等による面談の機会を確保します。面談回数は妊娠届出時と新生児訪問の 2 回に加え、希望者や必要とアセスメントした妊婦 1 回を合わせて 2～3 回とします。

表 31：妊婦等包括相談支援事業※の提供体制の確保の内容及びその実施時期

（単位：人日）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	妊娠届け出数	394	377	360	343	328
	1 組当たり面談回数（回）	2～3	2～3	2～3	2～3	2～3
	面談実施合計回数（回）	823	788	752	717	686
確保方策 （こども家庭センター）	面談実施回数（回）	823	788	752	717	686
確保方策 （上記以外で業務委託）	面談実施回数（回）	0	0	0	0	0

2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

I 事業内容

令和 8 年度から全国の自治体で実施することとなった新事業で、保護者の就労状況を問わず利用できる事業

II 方向性

令和 8（2026）年度の本格実施に向け、利用ニーズの把握や、事業実施施設の認定等の準備を進めます。

Ⅲ 提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の示す算定方法により本格実施以降の量の見込を算出しています。利用ニーズに応じて、提供体制の確保が必要になります。

表 32 : 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の提供体制の確保の内容及びその時期 (単位：人日)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み	—	7	6	6	6
	確保の内容	—	7	6	6	6
1歳児	量の見込み	—	7	7	6	6
	確保の内容	—	7	7	6	6
2歳児	量の見込み	—	8	7	6	6
	確保の内容	—	8	7	6	6

3) 産後ケア事業※

I 事業内容

産後4か月未満の母親とこどもを対象に母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、日帰り及び宿泊による心身のケアや育児指導を行い、母親が前向きに子育てできる力を育み、家族とともに健やかな育児ができるよう支援する事業

II 現状・課題

平成30(2018)年度より個別通所型と個別短期入所型を産科医療機関や助産院への委託にて実施しています。利用された方は心身ともに回復され、その後の育児に前向きになり、子育てひろばの利用につながるなどの効果もみられています。

支援者不足や産後うつハイリスク者など産後ケア事業を必要とする対象者は増加しており、今後も産科医療機関等と密な連携や丁寧な支援が求められています。中でも、特定妊婦※として要保護児童対策地域協議会※で管理している家庭等において、産後の子育てのイメージが十分できないまま親となった際に、子育て家庭がこどもとの生活に慣れ、安定した気持ちで子育てを行うことや育児行動習得のための支援は大きな課題であり、今後、出産後、退院時からの集中的な支援として産後ケアの充実を検討していきます。

表 33 : 産後ケア事業の実施状況

(単位：人日)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別短期入所型	10	3	3	8	3
個別通所型	19	43	33	50	35

(各年度末、こども家庭しあわせ課)

III 提供体制の確保の内容及びその実施時期

過去5年間の実績を基に、支援が必要な妊産婦の数に一人当たりの利用が必要と思われる日数を乗じて推計した数値を「量の見込み」として算出していますが、現在の提供体制で確保できます。

表 34 : 産後ケア事業※の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位 : 人日)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
個別短期入所型	14	14	13	12	12
個別通所型	77	71	65	59	53

4) 産前・産後サポート事業※(子ども・子育て支援法※改正に伴う母子保健法改正による事業)

I 事業内容

妊娠期から産後 1 年未満の妊産婦及びその家族を対象に休息や身体のケア、仲間づくりの機会を通して、安心して妊娠期を過ごし子育てができるよう妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して寄り添い、不安や生活上の困りごと等を軽減する等の相談支援を行う事業

II 現状・課題・見込み

近くに親族や知人がいない妊産婦やその家族が孤立し、育児不安の強い方や産後うつハイリスク者など支援が必要な方が増えている中、令和 3(2021)年度から 4 年間産後ケア集団型を実施してきましたが、受け皿が少なく希望した時に利用ができるサービスが不足している状況です。一方で市内には産前産後サポートに関連した様々な社会資源があることから、その強みを活かし、令和 7 年度から新たに産前・産後サポート事業を開始します。妊娠期から自分に合ったサービスを選択しながら、仲間づくりの機会を通して、同じ悩みや不安を共有したり、軽減できる場の確保に努め、サポート体制を整えていきます。

表35 : 産前・産後サポート事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(単位 : 人)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (延べ人数)	466	427	389	354	322

(6) 乳幼児期の教育・保育の一体的提供及び質の高い教育・保育の推進に関する事項

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要な時期であるとともに、人の生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好で満たされた状態にあること)の基盤となる重要な時期であり、こどもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことに努めます。さらに、こどもをまんなかにして家庭や地域、園が互いにパートナーとしてつながり合い支え合えることを目指します。

1) 質の高い乳幼児期の教育・保育の一体的な提供に関する事項

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労等家庭の状況に関わらず、0 歳から就学前児童の一環した質の高い教育・保育(こどもの遊びや生活、学びの経験)を受けられることができる施設です。

また、在宅で子育てをする家庭を含めた地域の子育て支援を行う拠点機能を果たす役割も担います。

こうした特性をふまえ、本市における認定こども園への移行については、子ども・子育て 3 法

に則り、保育所又は幼稚園の設置者の意向を尊重しつつ普及を図るものとし、子どもにとっての最善の利益を確保する観点にたって、その支援を行っていくこととします。

2) 教育・保育の質の維持向上と保育所・幼稚園・認定こども園の保育者育成等に関する事項

保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の質の向上には、専門職である保育者の育成が重要となります。保育者研修・育成指標に基づきフレッシュ、ミドルリーダー、保育リーダー等の保育者の経験年数に応じた研修を充実させ、公私・園種を越えて市内の保育者同士が同僚性を育み、学び合い、高め合える取り組みを推進します。

3) 保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育と小学校の教育への円滑な接続に関する事項

0歳から15歳までを切れ目なくつなぐ「舞鶴市保幼小中接続カリキュラム～まいつるカリキュラム015～」を活用し、特に、5歳児と1年生の2年間の架け橋期における、それぞれの学びを深め、学びをつないでいくために、保育者・教員の研修の充実を図り、連携活動に取り組む中で、成長・発達に合わせた滑らかな接続を目指します。

4) 特別なニーズや支援の必要なこどもの教育・保育に関する事項

市内の療育・医療・学校等の専門機関のスタッフが保育所・幼稚園・認定こども園を巡回し、支援が必要と考えられるこどもの集団生活の状況などを把握するとともに、個々に応じた環境整備や適切な支援方法についての助言を行います。

また、保育所・幼稚園・認定こども園の発達支援員への助成と保育者・発達支援員への研修を継続的に実施し、スキルアップを図ります。

5) 次世代育成、家庭での教育に関する事項

親や子育てを支援する者が子育てに関して学ぶ機会や、中高校生等の次世代を担う若者の育成活動の充実に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

計画については、子ども・子育て支援に関する施策の総合的な推進に必要な事項や実施施策の状況を審議する機関として、教育・保育・子育て支援事業関係者や公募の市民等で構成する「舞鶴市子ども・若者支援会議」及び関係機関等と連携しながら策定を進めてきました。

計画の推進にあたっては、行政機関、市民、事業者、各関係団体といった、それぞれの主体がお互いの役割を理解し、パートナーシップを基礎とした連携・協働により実施するとともに、行政機関が市民のセーフティネットとしての役割を果たしながら、計画の実現を目指します。

1. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、Plan（計画）、DO（実行）、Check（点検）、Action（改善）のPDCAサイクルにしたがって実施します。

Plan（計画）

▶ 舞鶴市子ども・若者支援会議における委員からの意見等を踏まえ計画を策定

DO（実行）

▶ 行政機関、市民、事業者、各関係団体等と連携・協働して子ども・子育て支援事業に取り組みます。

Check（点検）

▶ 舞鶴市子ども・若者支援会議において、子ども・子育て支援に関する施策の進行管理を行い、達成状況を点検・評価します。

Action（改善）

▶ 計画期間の中間年度に、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。
▶ 関連する計画との調整や舞鶴市子ども・若者支援会議等の意見を踏まえて、現状把握、課題の抽出等を行い、今後の方向性や展開について検討します。

2. 行政の推進体制

こどもの教育、保育や子育て支援に関する施策は、非常に幅広い分野にわたっています。

そのため、市の各担当課が役割に沿った施策を実施するとともに、こどもや子育て支援に関連する施策の連携を図るため、健康・こども部を中心とした、「計画推進ワーキングチーム」を設置し、計画の進捗状況の確認や課題の整理と改善案等の検討を行います。

また、「舞鶴市子ども・若者支援会議」において、計画の進捗状況の管理とその評価を行います。この会議での審議結果は公表し、市民・事業者などに対して計画の進行状況を周知します。

3. 地域における推進体制

自治会をはじめとして、市内のこども等にかかわる各種団体等で構成する「舞鶴子ども育成

支援協会※」や小学校区の各地域で組織されている「地域子育て支援協議会※」などの地域で活動する団体は、地域における子どもや子育て家庭等の現状把握や行政機関が実施する子育て支援情報の発信等においては、効果的な組織となります。

地域における子育て支援の更なる推進を図るため、このような地域活動団体、地域ボランティアグループやNPO等市民団体との連携を一層強化し、市民との協働による事業の推進体制を構築し、安全・安心な、子どもの笑顔と子育ての喜びがあふれる地域づくりを推進します。

参考資料

1 第2期計画の評価

本市における令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間の計画では、出生数の減少、転出者の増加などにより、全体の人口減少が続いています。また、出産や子育てに負担や不安、孤立感を感じている親の増加をはじめ、こども・若者の第三の居場所が求められるなど、こども・子育てを取り巻く環境は大きく変化してきています。

このため、「こどもの最善の利益が実現される社会を目指す」ことを基本に、親育ち・多世代にわたる子育て力の向上、こどもの健やかな育ちを支える支援、配慮が必要なこどもと家族等への支援、身近な地域での子育て支援・青少年※の成長支援の推進など、市民、関係機関、関係団体の皆さんとともに、こども自身の育ちや子育て家庭の支援に重点を置いた施策を実施してきたところです。

第2期計画に基づき、この5年間で本市が取り組んできた取り組みについての評価は次のとおりです。

【施策1】親育ち・多世代にわたる子育てエンパワーメント※の向上

子育ての孤立化や、子育て負担・不安等を背景とした親のストレスがこどもに向かわないよう、“地域子育て支援拠点※”での事業の充実や“子育て支援アプリ”の新規導入、市内NPO団体(まいづる遊 BixS)による遊び事業の実施、子育て交流施設「あそびあむ」の取り組み充実など、あらゆる機会を通じて子育て家庭が地域や人とつながりがもてるよう取り組みを実施しました。

【主な取り組み内容】

- “地域子育て支援拠点”での子育て親子の交流の場の開設事業に加え、子育て家庭への訪問による“つながり”の醸成や、中学校、高等学校での出張ひろばを開催し、生徒と乳幼児、子育て中の親子が触れ合う取り組みを実施
- 妊娠期からつながれるよう、妊娠家庭向け事業として、“家族のためのHAPPYマタイニティひろば”を開催
- 令和3年度末、ファミリー・サポート・センター会員数が1,000人を超える
- “子育て交流施設「あそびあむ」これからの運営方針”の策定(令和3年2月)
 - ・令和3年度京都府子育てにやさしいまちづくりモデル事業を活用し、キャットウォークの整備や多目的室の改修等を実施
 - ・市内NPO団体(まいづる遊 BixS)に「遊び事業」を委託し、市内の農山漁村や文化施設、観光施設、商店街等で実施する親子でのあそび体験・交流事業を実施(令和3年～)
- 子育て支援サービス「まいココ」運用開始(令和4年7月～)
 - ・こどもの年齢に応じた情報をプッシュ通知により配信。健診予約等、利用申請も可能に
 - ・子育てに関する情報や親子の交流の場、行事などの情報を提供
 - ・育児等の悩みをオンラインで受け付け、相談に応じる(令和4年11月～)
 - ・あそびあむ入館時のICゲート化(市内利用者は申請書への記入が不要に)

【計画の評価と今後の方向性】

令和2年4月7日に発出された新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言、ロックダウンなど、人との接触が制限される中、地域子育て支援拠点※や子育て交流施設「あそびあむ」といった子育て世帯のための施設においては、利用不可となる期間が適時設けられ、子育て世帯にとってはさらなる孤立化が懸念されました。

そうした中、人々の働き方が変化し、リモートワークという形態が増えたことでデジタル化やDX※化が急速に進むことになり、本市の子育て支援施策においても“子育て支援サービス「まいココ」”アプリを導入することで、自宅にいながらにして子育て支援に関わる情報の収受や、子育て相談が可能な仕組みを取り入れました。

他方、令和6年7月、こども家庭庁の“こども政策DXの推進に向けた取組方針においては、「こども・子育て政策のデジタル化によって、こどもや子育て家庭などが必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続をストレスなく行うことができる環境を整備し、子育てをより楽しく、安心、便利なものとする」などの方向性が示され、保護者や子育て支援に取り組む現場の負担が軽減されるよう、出産から子育ての各ステージに通じたシームレスな仕組みの構築を目指すこととしています。

引き続き、このような国の政策の動向を踏まえつつ、民間事業者との協力、連携により舞鶴の地域性を踏まえた子育てDXの取り組みを進めることが重要と考えます。

また、“子育ての孤立化”は、大変重要な課題です。子育てDXの取り組みを生かしながら、地域子育て支援拠点との連携による家庭訪問、アウトリーチ※を進めることで、「必要な支援に気づいてくれて、届けてくれる」といったような、寄り添い型のサポート体制の充実が必要です。

【施策2】子どもの健やかな育ちを支える支援

多様な子育てニーズに応えることができるよう、また、心身共に不安定になりやすい妊娠中から出産後、乳幼児期にわたり必要な支援が受けられるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、こどもの育ちを支える関係機関・団体が連携・協働し、教育・保育等の質の向上や発達段階に応じた支援などに取り組みました。

【主な取り組み内容】

- 安心して妊娠から出産、子育てができ、こどもの成長段階に応じた支援が行えるよう、中総合会館に舞鶴市こども家庭センターを令和6年4月に開設し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援に取り組むとともに、児童虐待や障害などリスクの高い家庭に対する多職種連携によるチーム支援など、教育・福祉・医療等が連携した、切れ目のない子育て支援を実施
- 妊産婦に関わる健康診査費や子育て支援医療費の助成などを実施
- 0歳から就学前の乳幼児期における、育てほしいこどもの姿と乳幼児期に大切にしたいこと等、目指すべき方向性を示した「舞鶴市乳幼児教育ビジョン※」を改訂（令和6年3月）
- 全体の乳幼児教育の推進拠点となる舞鶴市乳幼児教育センター※が中心となり、こどもを主体とした保育の公開や研修、小・中学校との保幼小中連携研修、保幼小中接続カリキュラムの策定等、市全体の乳幼児教育の質向上に向けた取り組みを実施
- 公立1園、民間幼稚園16園の計17園が幼保連携型認定こども園※に移行し、0歳から就学

前までの一貫した質の高い乳幼児教育を提供

- 質の高い乳幼児教育を提供するために必要となる保育人材の確保や就業促進、離職防止の取り組みとして、民間の認可保育園および認定こども園に常勤保育士として新たに採用されたものに対して、各種(就職・転入・復職)奨励金を支給
- 全てのこどもの学力のさらなる充実・向上と学校生活への適応に向け、義務教育9年間を連続した期間と捉え、児童生徒の発達の段階に応じた一貫性のある学習指導・生徒指導を実施
- 舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園、舞鶴支援学校トータルサポートセンター、舞鶴こども療育センター、市教育委員会等に在籍する専門スタッフで構成する「個別支援検討会議」のメンバーが、保育所、幼稚園、認定こども園を巡回し、支援が必要な子どもへの適切ななかかわり方等について検討・助言する「にじいろ個別支援システム」を実施

【計画の評価と今後の方向性】

舞鶴市こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の機能を統合させたことにより、ライフステージに応じた切れ目ない相談・支援体制を構築するとともに、リスクの高い家庭に対する多職種連携によるチーム支援を行うことができるようになりました。

今後は、こどもや家庭が抱えている困難をできるだけ早期に発見、把握するため、妊産や子育て家庭と接点を持ち、多様な関係機関との日常的な連携関係の構築に努めていきます。

また、本市の乳幼児教育の推進拠点となる舞鶴市乳幼児教育センター※を中心に、舞鶴市乳幼児教育ビジョン※に基づき、公立・私立の保育所・幼稚園・認定こども園が一体となって市全体の乳幼児教育の質の向上に取り組み、さらに専門職として質の高い保育者の育成を目指した取り組みを進めてきました。

さらに、市内の全園校に連携協力園・校を設定し、5歳児と1年生が生活科を中心として連携活動を実施する中で、こども達には学校に対する不安が減り、期待を持って入学に向かい、入学後も安心して過ごす様子が見られるとともに、保育者、教員も研修等を通じての交流や、互いの保育・教育に理解を深めることにつながっています。

さらに、乳幼児の心身の健やかな成長、発達に対する支援について、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域などこどもに関係する機関が連携を図り、連続性、一貫性ある支援のさらなる強化に努めていきます。

【施策3】配慮が必要な子どもと家族等への支援

配慮が必要な子どもに対する市の支援体制としては、医療的ケア児※担当課長の配置や、舞鶴市こども家庭センターの創設による組織面での充実に努めるとともに、市内関係機関、団体との連携強化を図る中で相談支援の取り組みや障害福祉サービス等の提供支援を行いました。

ひとり親家庭や、こどもの貧困問題については、国制度への適切な対応を図る一方で、こどもの居場所については情報提供等の支援に努めました。

【主な取り組み内容】

- 子ども支援課に医療的ケア児支援担当課長を配置するとともに、市内の支援機関で構成する舞鶴市医療的ケア児支援連携会議により、医療的ケア児の現状共有や今後の支援策を検討

(令和2年度～令和5年度)

- 医療的ケア児※世帯への防災分野における専門公用携帯電話での連絡体制の構築(令和2年度～)
- 児童の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図るための学習支援事業※について、実施小学校を着実に増加(2校→7校)
- 医療的ケア児等コーディネーター※を新規配置(令和5年7月～)
- 舞鶴市子ども家庭センターの開設により、児童虐待や発達支援など子どもとその家族が抱えている様々な課題に対する支援体制を強化(令和6年度～)
- 要保護児童対策地域協議会※実務者会議へのアドバイザーの参画、構成メンバーの増員による連携体制の強化(令和6年度)
- 障害児・者等やその家族への支援の質を高めることを目的に、舞鶴市発達支援体制検討会議を開催(令和6年度)

【計画の評価と今後の方向性】

医療的ケア児の支援については、全国の市町村の取り組みに比して先行的、積極的に市内関係機関による支援体制の構築やサービスの提供支援に努めてきました。

令和6年度、児童福祉、母子保健の分野が統合し、医療的ケア児への支援も含めて、運営を開始した舞鶴市子ども家庭センターが妊娠・出産から子育て、こどもの成長・発達、児童虐待、非行など、一貫した相談支援体制を構築するとともに、その充実に努めているところです。

このような相談支援の充実を図る一方で、子育て世帯にとってさらなる窓口のわかりやすさ、様々な子どもに関する手続き上の利便性の向上を図ることが重要と考えており、ワンストップサービスの提供体制の強化が求められていると考えます。

また、こどもの居場所については、令和4年6月に成立した改正児童福祉法※の施行や全国の居場所に関わる取り組みの動向を踏まえ、本市においてこれまではこどもの居場所に関する情報提供をホームページ等を通じて行うのみでしたが、その取り組みの優先順位を高め、学習支援事業と合わせて積極的な推進を図ることが重要と考えます。

【施策4】身近な地域での子育て支援・青少年※の成長支援の推進

地域全体で子育て支援ができるよう、支援ネットワークの充実を図るとともに、安全・安心に子育てができるよう、その環境づくりに取り組みました。

【主な取り組み内容】

- 舞鶴子ども育成支援協会※や地域子育て支援協議会※、NPO法人等の各種団体が実施する子ども・子育てに関する取り組みについて助成・支援

(主な子ども・子育てに関する取り組み)

- ・中学生の主張大会の開催
- ・「家庭の日」絵画展への募集
- ・子育て講演会の開催
- ・親子こうつうあんぜん教室&京都府警音楽隊コンサートの開催

- ・会報誌の発行
- ・子ども・若者健全育成支援事業への助成

○共働き家庭の増加や働き方の多様性に伴い、需要が高まってきている放課後児童クラブについて、支援員の処遇改善（通勤手当の支給、報酬制度の新設など）を実施

○安全に安心して子育てができるまちづくりを推進するため、少年補導委員による街頭補導活動などを継続的に実施

【計画の評価と今後の方向性】

地域の子育て支援ネットワークの充実を図り、地域住民のネットワークによる舞鶴子ども育成支援協会※や地域子育て支援協議会※などの関係機関が連携・協働し、子育てを社会全体で支える仕組みを整え、ニーズにあった子育て支援サービスの提供が行えるよう支援しました。

しかしながら、個々の取り組みの中では、スマートフォンや SNS をはじめとするツールや情報サービスの広がり、インターネットの利用環境が拡大していく中においては、子どもたちの防犯意識を高めるとともに、サイトの安全な使い方やオンライン上での行動についての正しい情報提供や啓発活動が課題であり、また、子どもが安心して通学・下校ができる環境や安心して子育てができる設備等を整えていくことが重要であることから、引き続き、市や関係機関と連携を図りながら、取り組みを推進していきます。

また、地域の子育て支援施策については、これまでの取り組みの実績や成果を評価しつつ、こどもまんなか社会を全体で支える仕組みづくりが必要であることから、身近な地域でのつながりの希薄化が進む中においては、市内の各種団体や NPO 法人、こども食堂※など、地域総がかりでこどもや子育て世帯を支援する連携体制の構築が重要と考えています。

2 舞鶴市こどもまんなか計画策定の取り組み

【1】第3期こども・子育て支援計画に係るニーズ調査

(1) 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出

- ①就学前児童の保護者・・・2,000人
- ②小学生の保護者・・・1,200人

(2) 実施期間

令和6(2024)年3月1日～3月22日

(3) 調査方法

郵送で依頼し、電子による回答

(4) 回収状況

- ①就学前児童の保護者・・・657人(32.85%)
- ②小学生の保護者・・・441人(36.75%)

(5) 調査項目(主なもの)

- ①こどもの育ちをめぐる環境について
- ②保護者の就労状況について
- ③教育・保育の利用状況・利用希望について
- ④地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望等について

【2】こどもまんなかアンケート

(1) 調査対象

市内の学校に通う児童・生徒・学生・・・7,480人

(小学校18校、中学校7校、高等学校4校、舞鶴支援学校)

(2) 実施期間

令和6(2024)年9月13日～10月8日

(3) 調査方法

タブレット端末から電子フォームで回答

(4) 回収状況

- 全体・・・5,244人/7,480人(70.11%)
- ①小学校・・・2,540人/3,780人(67%)
- ②中学校・・・1,604人/1,984人(81%)
- ③高等学校・・・1,100人/1,716人(64%)

(5) 調査項目(主なもの)

- ①舞鶴市のどんなところが好きですか
- ②「こどもまんなか社会」と聞いてどんなことをイメージしますか?
- ③学校から帰宅後や休みの日に過ごす場所はどこですか?
- ④「ここに居たい」「居心地が良い」と感じる場所はどこですか?
- ⑤舞鶴市にやってほしい、もっとこうしてほしいと思うこと

3 計画策定の体制・経過

【1】舞鶴市子ども・若者支援会議委員名簿

役職	氏名	所属団体等
会長	桑原 教修	社会福祉法人舞鶴学園
副会長	保田 信三	一般財団法人舞鶴勤労者福祉協議会
委員	熊取谷 晶	京都府中丹東保健所
委員	福本 清	舞鶴自治連・区長連協議会
委員	楠 崇智	舞鶴市民間保育園連盟
委員	畠中 好野	両丹私立幼稚園協会
委員	弓下 伸二	舞鶴市小学校長会
委員	阪口 靖敬	舞鶴市中学校長会
委員	奥本 有紀	京都府立西舞鶴高等学校
委員	清岡 大亮	舞鶴市PTA連絡協議会
委員	永木 ひとみ	公益社団法人京都府助産師会丹後支部
委員	仲川 真広	社会福祉法人舞鶴市社会福祉協議会
委員	西川 浩明	舞鶴市民生児童委員連盟
委員	小谷 裕司	舞鶴商工会議所
委員	池内 紀代子	舞鶴子ども育成支援協会
委員	上野 和美	NPO 法人まいづるネットワークの会
委員	武田 マリ子	公募
委員	谷口 英子	公募

(敬称略、順不同)

【2】舞鶴市子ども・若者支援会議開催経過

回	開催日	協議内容
第1回	令和6年7月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期計画の改訂について ・改訂に向けたスケジュールについて
第2回	令和6年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・各部会の開催結果について ・舞鶴市のこどもや子育て家庭を取り巻く環境について ・こども・若者の意見聴取の結果について ・次期計画の重点項目と施策の展開について
第3回	令和6年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・舞鶴市こども計画の素案について
第4回	令和7年3月(予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメントの結果について ・舞鶴市こどもまんなか計画の最終案について

4. 用語説明

あ 行

◇愛着(の)形成(P31)

こどもが、本人以外の人に対し持つ愛情の絆。

◇アウトリーチ(P46、P72)

援助が必要な家庭に対し、関係機関や支援者が家庭を訪問し相談を行うこと。

◇安心基地(P31)

心地よい安定や保護が保証された環境。

◇医療的ケア児(P21、P34、P73、P74)

日常生活を営む上で、医療的なケアと医療機器を必要とするこども。

◇医療的ケア児等コーディネーター(P34、P74)

医療的ケア児に対する知識と経験を有し、包括的な支援を行う人。

◇エンパワーメント(P1、P71)

内在する力を発揮すること。

◇オーダーメイドの支援(P27、P34)

こどもや家庭が抱える個々の課題に応じた支援。

か 行

◇改正児童福祉法(P24、P25、P74)

令和6年4月1日施行。児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

◇学習支援事業(P63、P74)

経済的に困難な状況にある世帯等のこどもを対象に、基礎学力の向上と学習習慣の定着を図り、進学や就職等につなげていく事業。

◇キャリア・アップ(P35)

より高い資格、能力を身につけること。

◇コワーキングスペース(P33)

共同で仕事をする場所。

◇子ども・子育て支援法(P1、P2、P3、P39、P40、P64、P67)

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として制定された法律。

◇こども食堂(P26、P35、P37、P63、P75)

ボランティア団体などが運営し、社会的・経済的に困難な状況の子どもたちに食事を提供する場として全国に広がった。最近では、利用者を限定しないようになってきており、子どもたちが学習や遊びなど自由な時間を過ごし、コミュニケーションを広げる場として利用されている。

◇こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(P2、P3)

こどもの貧困の解消に向けた対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及びこどもの貧困の解消に向けた対策の基本となる事項を定めることにより、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。

◇子ども・若者の最善の利益(P24)

こどもの権利条約にあるすべての権利が守られ、こどもの体やこころ、社会的な発達を保障すること。

◇合計特殊出生率(P7)

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計し、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときのこどもの数のこと。

◇五感(P31)

目・耳・舌・鼻・皮膚を通して生じる五つの感覚(視覚・聴覚・味覚・嗅覚・触覚)。

さ 行

◇産後ケア事業(P37、P64、P65)

産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するため、産科医療機関や助産院等で日帰りおよび宿泊による心身のケアや育児指導等を行い、健やかに育児できるよう支援する事業。

◇産後集中支援事業(P27)

特定妊婦とその家族に対し、出産後、退院から1週間を上限に産科医療機関で家庭保育が可能になるよう支援(保健指導・家族力・愛着関係の評価・専門医の受診など)を行う事業。

◇産前・産後サポート事業(P27、P39、P67)

妊娠・出産、子育てに関する悩み等に対して、市民活動団体等に所属する研修を受けた子育て経験者・シニア世代の者、保健師、助産師、保育士等の専門職等が不安や悩みを傾聴し、相談支援(寄り添い)を行う事業。

◇食育(P28)

食に関する教育を指しますが、単に望ましい食習慣のための知識を身につけるだけでなく、食卓での一家団らんを通じて社会性を育んだり、地域の食文化を理解したりすることも含む幅広い教育を含む。

◇自己肯定感(P30)

自分は大切な存在・かけがえのない存在と思える心の状態。

◇次世代育成支援対策推進法(P2、P3)

就労、結婚、出産、子育てを実現することが出来る環境を整え、人々の意識と流れを変えていくことで、少子化と人口減少を克服することを目指し、総合的な施策の推進を図るために制定された法律。

◇児童育成支援拠点事業(P25、P26、P39、P63、P64)

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業。

◇青少年(P1、P38、P71、P74)

本市における「青少年」の明確な定義はなく、本計画では、18歳未満の男女を対象とします。

◇重層的支援体制(P35)

1つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ家族等をサポートするための体制。

た 行

◇第7次舞鶴市総合計画(P2)

地方自治法に基づき、本市が目指すべきまちづくりの方向性を具体的に示し、戦略的な取り組みを総合的に推進することを目的に策定した計画。

◇地域子育て支援協議会(P37、P70、P74、P75)

地域ぐるみの子育て支援を担うため、平成15年に各小学校区単位に組織された団体の名称。

◇地域子育て支援拠点(P32、P39、P46、P47、P59、P71、P72)

乳幼児を持つ子育て中の保護者同士の交流や親とこどもの遊びの場を提供し、子育てについての相談や子育てに関する情報の提供、助言その他の援助を行うところ。

◇DV(P21、P28、P35)

夫婦や恋人、親子など親密な関係にあるまたはあった家庭でおきる暴力のこと（domestic violence の略）。

◇DX(P72)

デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をより良いものへと変革すること。

◇特定妊婦(P27、P58、P66、P79)

出産後のこどもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

な 行

◇妊婦等包括相談支援事業(P27、P39、P64、P65)

妊婦・その配偶者等に対して面談等により、情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる事業。

は 行

◇放課後等デイサービス(P34)

児童福祉法を根拠とする、障がいのある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた福祉サービス。

ま 行

◇舞鶴子ども育成支援協会(P37、P69、P74、P75)

各小学校区において子育て支援活動を行う地域子育て支援協議会と市内の関係機関・団体が、市民総ぐるみで子育てしやすいまちづくりを進めることを目的に平成15年に設立された組織。

◇舞鶴市教育振興大綱(P2)

教育を取り巻く環境や社会情勢などの変化を踏まえ、学校・家庭・地域社会が連携を図り、本市の教育行政を推進していくための基本方針。

◇舞鶴市健康増進計画(P2)

健康づくりのための施策をより効果的に展開することを目的に策定した計画。

◇舞鶴市障害者計画・障害福祉計画(P2)

障害者基本法及び障害者総合福祉法に基づき障害者福祉施策を総合的に推進することを目的に策定した計画。

◇舞鶴市男女共同参画計画(P2)

男女共同参画社会の実現に向けた取組みを総合的に推進することを目的に策定した計画。

◇舞鶴市地域福祉計画(P2)

社会福祉法に基づき、地域における社会福祉の推進を図るために策定した計画。

◇舞鶴市乳幼児教育センター(P28、P30、P31、P72、P73)

乳幼児教育の推進拠点。

◇舞鶴市乳幼児教育ビジョン(P2、P28、P70、P71)

乳幼児期のこどもの学び・育ちの特性を踏まえ、乳幼児期の終わりまでに育ってほしいこどもの姿、乳幼児期に大切にしたいことを、市民全体で共有し、子育ての基本である家庭はもとより、地域・幼稚園・保育所・認定こども園、学校、行政等それぞれの役割を認識したうえで、連携しながら取り組んでいくことを目的として策定したビジョン。

や 行

◇幼保連携型認定こども園(P72)

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せもつ施設。

◇要保護児童対策地域協議会(P25、P61、P66、P74)

市町村に設置され、こどもに関係する機関が情報を共有し、連携して児童虐待などの問題に対応することを守る地域ネットワーク。

わ 行

◇ワーク・ライフ・バランス(P33)

ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。